

令和7年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第4号）

令和7年9月11日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	常世田 正樹	2番	伊藤 春美
3番	菅谷道晴	4番	伊場哲也
5番	平山清海	6番	崎山華英
7番	永井孝佳	8番	井田 孝
9番	島田 恒	10番	片桐文夫
11番	遠藤保明	12番	林 晴道
13番	宮内 保	14番	飯嶋正利
15番	宮澤芳雄	16番	伊藤房代
17番	向後悦世	18番	景山 岩三郎
19番	木内欽市	20番	松木源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本 弥一郎	副市長	柴 栄男
教育長	向後 依明	秘書広報課長	寺嶋 和志
行政改革推進課長	椎名 実	総務課長	向後 稔
企画政策課長	榎澤 茂	財政課長	池田 勝紀

税務課長	多田 仁	市民生活課長	齋藤 邦博
環境課長	大八木 利武	保険年金課長	大網 久子
健康づくり課長	黒柳 雅弘	社会福祉課長	向後 利胤
子育て支援課長	八馬 祥子	こども家庭課長	石橋 康司
高齢者福祉課長	椎名 隆	商工観光課長	金杉 高春
農水産課長	伊藤 弘行	建設課長	齊藤 孝一
都市整備課長	飯島 和則	会計管理者	戸葉 正和
消防長	常世田 昌也	上下水道課長	向後 哲浩
教育総務課長	飯島 正寛	生涯学習課長	江波戸 政和
スポーツ振興課長	林 甲明	監査委員長	杉本 芳正
農業委員会事務局長	金谷 健二		

事務局職員出席者

事務局長 穴澤 昭和 事務局次長 菅 晃

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（飯嶋正利） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 伊藤春美

○議長（飯嶋正利） 通告順により、伊藤春美議員、ご登壇願います。

（2番 伊藤春美 登壇）

○2番（伊藤春美） 議席番号2番、公明党、伊藤春美でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、令和7年第3回定例会において一般質問をさせていただきます。質問は大きく二つ、1、予防医療の充実について、2、地域猫との共生について。

1、予防医療の充実について。

近年、医療は治す医療から防ぐ医療へと転換が求められています。高齢化が進む日本社会において、より長く健康な生活を送る上で予防医療の重要性は増しています。予防医療は病気の発症を未然に防ぎ、健康寿命を延ばすことを目的とした医療で、具体的には生活習慣病の改善や予防接種、定期的な健康診断などを通じて病気のリスクを低減させる取り組みです。元気な高齢者を増やすことに加えて、現役世代による家族介護の負担を軽減させ、中年期が健康を保ったまま高齢期に入る。結果として、要介護となる高齢者が減り、自分らしく生活するウェルビーイングを高める効果が期待されています。

そこで、（1）厚生労働省は健康増進の観点から、適切な睡眠時間の確保と睡眠休養感の

向上を全ての国民が取り組むべき重要課題であるとともに、我が国の健康寿命の延伸に有意義であると示されています。生活習慣病や認知症などのリスク因子とも言われていますが、自分では気づきにくく放置されがちです。中でも睡眠時無呼吸症候群、S A Sと言いますが、罹患率は30歳から69歳の約33%が該当し、約50%の方が高血圧を合併するとされ、薬物療法でコントロールできない治療抵抗性高血圧の背景疾患と注目されています。

本市は、市民の健康課題で高血圧や脳疾患があります。

そこで、（1）生活習慣病と関連が深いと言われる睡眠時無呼吸症候群の早期発見の取り組み、計画はあるか伺います。

（2）日本では年間1万人以上が子宮頸がんにかかり、亡くなる人は年間約3,000人に上ります。近年は若い世代の発症が増えており、罹患率は20代から増加し、30から40歳でピークを迎えます。治療で子宮を摘出、あるいは放射線治療により妊娠できなくなる人もいます。問題なのは罹患患者数や死亡者数が10年以上減少していないこと、子宮頸がんの予防には定期的な検診とワクチン接種が有効ですが、国の調査で検診受診率は4割程度と低く、ワクチン接種もほかの先進国に比べて進んでいません。そのことから2024年、公的検診にヒトパピローマウイルス（H P V）感染検査が加えられました。

そこで、（2）本市の子宮頸がん検診の現状はどうか。対象年齢、検査方法、過去3年間の受診率を伺います。

（3）高齢者の健康寿命延伸のための肺炎対策について。

厚生労働省による令和5年人口動態統計の概況によりますと、肺炎による死亡数は令和4年7万4,013人、60.7%に対し、令和5年で7万5,753人、62.5%と増えており、令和5年度の死亡総数に占める割合は4.8%で、死因の第5位と報告されています。成人肺炎診療ガイドライン2024には、2017年からは死因順位に用いる分類項目に誤嚥性肺炎が追加されました。近年の傾向では肺炎の死亡数はやや減少傾向、誤嚥性肺炎の死亡数は増加傾向であり、2021年の肺炎と誤嚥性肺炎を合わせた死亡数は全体の4位に当たります。老衰にも肺炎が混在しているものと思われますから、肺炎全体としては減少していないことが推測され、肺炎で死亡した約98%は65歳以上の高齢者であると記載されています。

こうしたことを考えると、今後の超高齢化社会を迎えるに当たり、高齢者介護等による生産年齢人口への負担を増やさないためにも、肺炎による対策はより一層重要となってくるのではないかと考えます。

そこで、本市における高齢者の健康寿命延伸のための肺炎対策について伺います。

次に、大きな項目2、地域猫との共生です。

この問題は以前、常世田議員も一般質問をされ、積極的に関わられてこられました。私も同じ思いで質問させていただきます。

去勢していない猫は1年に二、三回出産し、1度に3から8頭の子猫を産みます。生まれた子猫は6か月すると妊娠が可能となり出産、あっという間に増えていきます。不幸な猫を増やさないため、また地域の中でトラブルに発展しないよう、繁殖抑制する必要があると思います。

そこで、(1) TNR活動、飼い主のいない猫の繁殖を抑制する活動において、不妊・去勢手術が必要ですが、市内に無料で受けられる病院がなく、手術代等はボランティア団体や個人が負担しています。このようなTNR活動を行っているボランティア団体や個人に対し、市はどのような支援を行っているのか伺います。

(2) 動物愛護週間を活用し、市が行える取り組みはあるか伺います。例えばTNR活動や適切な飼養、猫を捨てないなど、周知・啓発にて心に訴えるような写真を掲載することも効果的だと考えます。

以上、大きく二つ、5項目の質問になります。再質問からは質問席にて行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 私からは、質問事項の1、予防医療体制の充実について、順にお答えいたします。

初めに、(1) 睡眠時無呼吸症候群の早期発見への取り組み、計画があるかについてお答えいたします。

現在、睡眠時無呼吸症候群の早期発見に特化した取り組みは実施しておりませんが、市ホームページにおいて、生活習慣病予防及び睡眠対策の一環として、睡眠時無呼吸症候群に関する情報の掲載、睡眠時間の確保や睡眠の質を高めるための普及啓発を行っているところです。

続きまして、(2) 子宮頸がん検診の現状と過去3年間の受診率についてお答えいたします。

子宮頸がん検診につきましては、二十歳以上の女性を対象に、子宮頸部の細胞診検査を実施しております。これは厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指

針」に基づいて行われており、受診間隔は2年に1回とされております。

過去3年間の子宮頸がん検診の受診状況といたしましては、各年度の対象となる二十歳以上の女性の人口に対し、令和4年度は22.4%、令和5年度は20.9%、令和6年度は19.9%の受診率となっております。

続きまして、（3）高齢者の肺炎対策についてお答えいたします。

令和5年における本市の死因のうち、第5位は肺炎となっております。肺炎は症状によつては入院や自宅での安静が必要となり、その結果として日常生活動作が低下して介護を要する状態に陥る可能性が高まることから、予防は高齢者の健康維持に非常に重要であると考えられます。

成人が日常でかかる肺炎の原因としては、肺炎球菌が最も多いとされております。市では、肺炎球菌ワクチンの定期予防接種に対し、1回3,000円の費用助成を行っております。対象となる65歳の方及び60歳から64歳で該当となる障害をお持ちの方には個別通知を実施し、予防接種の効果や副反応などについてご理解をいただいた上で、安心して接種できるよう努めております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 環境課長。

○環境課長（大八木利武） それでは、私からは質問の2、地域猫との共生についてお答え申し上げます。

初めに、（1）飼い主のいない猫の繁殖抑制を加速するためのTNR活動の支援にどのような働きかけをしているのかについてお答えをいたします。

まず、TNR活動とは、猫を捕獲するトラップ、捕獲した猫を不妊・去勢手術するニューター、術後の猫を元の場所に戻すリターンの頭文字を取ったもので、不妊・去勢手術を行うことが重要なポイントとなります。

現在、市内には無料で手術していただける病院はなく、ボランティア団体や個人に費用を負担していただいているのが現状でございます。

市としましては昨年度、公益財団法人どうぶつ基金に行政枠として登録できないかという一般質問を受けまして、市内のボランティア団体や個人の活動状況の把握や、どうぶつ基金の協力病院の視察を実施するなど、情報収集に努めているところでございます。

TNR活動には不妊・去勢手術を適切に推進する仕組みを構築する必要があることから、現在、関係機関から助言をいただきながら、ボランティア団体や個人に対する支援方法を検

討しているところでございます。

続きまして、（2）の動物愛護週間における市が行う取り組みについてお答えいたします。

動物愛護週間、これは9月20日から26日までの期間になりますが、その期間中、市では国や県が実施しているイベントを広報紙やホームページで紹介をしておるところでございます。

今後でございますが、捨て猫や飼えなくなってしまった動物の飼養放棄の防止など、動物の愛護と適切な飼養への理解と関心を深められるよう、LINEなども活用しながら、幅広い年代に対して周知をしていきたいと思います。

なお、掲載内容等につきましては、市民の皆様が理解を深めていただけるよう、効果的な周知を心がけていきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ありがとうございます。

それでは、再質問に入らせていただきます。

1の（1）ですけれども、見過ごされがちな健康指標の一つである無呼吸症候群ですけれども、自分の眠りの性質を知ることは、未診断・未受診の掘り起こしができます。そこで、睡眠時無呼吸症候群の可能性を早期に疑い、医療機関での評価につながるよう、知識の普及啓発はすごく重要なと思っております。どのように進めていくのか伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 生活習慣病を予防するために実施している特定健康診査では、睡眠呼吸障害の可能性を評価する方法の一つとして、受診票の問診項目に「睡眠で休養が十分とれているか」という設問が設けられております。「休養がとれていない」と回答された方のうち、メタボリックシンドロームに着目した特定保健指導等の対象となる方には個別相談の中で睡眠の状況を伺うとともに、必要に応じて減量や生活習慣の改善に向けた支援を行っているところです。

健診後の特定保健指導などの個別相談においては、食事や運動などの生活習慣に加え、睡眠時間や睡眠のリズム、睡眠による休養感の状況を伺うなどして、必要な方には睡眠や休養の重要性についてもお伝えしていきます。

また、生活習慣の見直しや睡眠の環境の改善に取り組んでも十分な睡眠時間が確保できない、睡眠で休養感が得られない、日中に強い眠気が続くなど、日常生活に影響が出ている場

合には、医療機関への受診や相談を勧めるなど、医療機関とも連携し支援してまいります。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 睡眠時間が短いことや睡眠休養感の低いことによって、健康へのリスクを国の「健康づくりのための睡眠ガイド2023」などを踏まえて、見解を伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 国民の休養・睡眠分野の取り組みを推進するため、厚生労働省は令和6年2月に健康づくりのための睡眠ガイド2023を公表いたしました。このガイドでは、睡眠不足をはじめとする様々な睡眠の問題が慢性化することで高血圧や糖尿病、心疾患、脳血管疾患などの発症リスクが高まり、死亡率の上昇にも関与するとされております。

そのため日常的に質・量ともに十分な睡眠を確保することは、生活習慣病の予防や心身の健康維持に極めて重要であり、健康寿命の延伸や医療費の抑制に貢献すると考えられます。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 4回目の質問です。厚生労働省のガイドラインによると、子どもも含めた全世代で睡眠不足や睡眠障害が深刻化していると指摘されています。睡眠は単なる休息ではなく、健康を守る力そのものです。本市における今後の課題においても、成人の適正な睡眠時間の目安の6時間以上に満たない割合が3割、睡眠で休養が取れない割合も3割弱と出ていました。

そこで、睡眠に対する課題に対し、今後どのように普及啓発を行っていくのか伺います。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 議員ご指摘のとおり、令和6年度に実施した「市民の健康に関するアンケート調査」では、適正な睡眠時間の確保や、睡眠による休養が十分でないと感じている方が一定数いることが明らかとなっております。

健康増進の観点から、適正な睡眠時間の確保及び睡眠による休養感の向上は重要な課題であり、令和7年度に策定いたしました第2次旭市健康増進計画においても、適切な休養・睡眠に関する知識の普及啓発に取り組んでいるところです。

今後は、広く市民の皆様がご自身の睡眠状況を振り返り、睡眠障害等の可能性に気づいていただけるよう、市のホームページへ睡眠チェックシートを掲載するなど、睡眠への关心を高め生活習慣の改善に取り組めるよう、周知・啓発に努めてまいります。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ありがとうございます。睡眠は、誰もが毎日向き合う身近な予防医療です。よく眠れるという世代を超えた健康支援を進めることは、市民の安心と誇りにつながる考えます。今後、睡眠支援を柱とした予防医療施策の充実を要望いたします。

続きまして、1項目の（2）の質問です。

若年層や働く世代、子育て世代の受診機会を逃しやすい層への子宮頸がん予防へのアピールが課題ですけれども、どのように今後、推進していくのか伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 厚生労働省の指針において、細胞診検査による子宮がん検診は二十歳以上69歳以下の女性に対し、特に受診を推奨するとされております。市の受診状況を年代別に見ますと、30歳代の受診率は28.7%、40歳代32.5%、50歳代24.6%。60歳代24.2%に対し、20歳代の受診率は6.2%と低い状況にあります。

子宮頸がんは20歳代から罹患が増加するとされており、特にこの年代における受診率の向上は、重要な課題であると認識しております。

現在、若年者及び女性へのがん検診の受診勧奨策として、20歳、25歳、30歳、35歳の節目の年齢の方全員に検診の案内・申込書を個別に通知しております。

また、市のホームページやLINE、防災行政無線による啓発、市役所前へ横断幕を掲示するなどし、受診率の向上に努めております。

今後は、若い世代に有効とされるSNSをさらに活用し、がん検診の必要性をより多くの方に理解いただけるよう啓発活動を行ってまいります。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 国も、本市においても、受診率の低さに驚きます。回答にもありました
が、子宮頸がんは20歳代から罹患が増加するとされており、特にこの年代における受診率の
向上は重要な課題です。これまで公的検診では細胞診が主流でしたが、近年より高い感度を
有するHPV検査の有効性が示されており、自治体が行う公的検診として導入できるよう
なりました。

そこで、質問です。令和6年の指針改正を受けて、新たな公的検診に加えられたHPV検
査単独法について伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘）　HPV検査単独法につきましては、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が改訂され、令和6年4月1日より子宮頸がん検診に追加されたものです。

HPV検査において陽性となった方のうち、ごく一部ではありますが、数年後に子宮頸がんを発症する可能性があるとされており、こうしたリスク保持者を適切に追跡・管理することが、子宮頸がんの早期発見・早期治療につながるとされております。

また、現行の細胞診による検診間隔が2年に1回であるのに対し、HPV検査単独法では、受診者の約8割から9割が5年ごとの検診となることから、受診者の負担軽減が期待されており、がん検診の受診促進にもつながるものと認識しております。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美）　子宮頸部の細胞の形に異常がないかを調べる従来の細胞診に対して、このHPV検査単独法は子宮頸がん発症のリスク保持者（感染をしている）を細胞診よりも早く見つけられる。この8月時点で6割以上の自治体がHPV検査単独法を導入する予定または検討と回答しております。本市においても、この検査を早く導入すべきと考えますが、現状を伺います。

○議長（飯嶋正利）　4回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘）　令和7年5月に国が実施した調査によりますと、HPV検査単独法を既に導入している自治体は、全国1,555団体のうち4団体にとどまっております。

また、令和7年度から令和8年度にかけて導入を予定している自治体は36団体となっております。

HPV検査単独法による子宮頸がん検診の効果を十分に發揮するためには、HPV陽性者に対する長期的な追跡を含めた精度管理体制の構築が重要であるとされております。現在、本市におきましてはHPV検査単独法についての職員研修や、個別の対象者の検診受診状況を追跡できる健康管理システムの改修に向けた準備を進めているところです。

導入に当たりましては、検査体制の整備のほか、市や検診実施機関における精度管理、新たな検診方法について市民の皆様への周知・啓発など、様々な要件や課題がございます。導入の時期につきましては、医師会と連携し、導入している自治体の実績や課題等を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） H P V単独法では大体8割から9割程度が陰性となります、陰性となれば、先ほどありましたように次の検査は5年後で済みます。2年に1回の受診が必要な細胞診と比べて、受診者の大幅な負担軽減も期待できます。こうした理由から多くの国では、細胞診からH P V検査単独法への移行が進んでいる状況です。検診頻度が減ることは、仕事や育児で忙しい世代の負担が大幅に軽減され、そのことから受診につながりやすくなると考えます。

検診の受診率向上は予防医療の柱であり、市民の命を守る視点から、誰もが安心して暮らせるまちづくりの基盤です。本市がこの制度を積極的に早期に取り入れ、全国に先駆け女性の健康支援を強化することを強く期待いたします。

続きまして、1の（3）の質間に移ります。

R Sウイルスは、乳幼児だけでなく高齢者においても重篤な症状を引き起こすことが明らかになり、高齢者向けR Sウイルスワクチンの導入が進んできています。本市も高齢化が進んでいる状況。そこで、高齢者がR Sウイルスに感染、罹患した場合のあらゆる角度からのリスクを伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） R Sウイルス感染症は、健康な方が感染した場合、多くは風邪のような軽い症状で自然に回復します。その一方で、慢性呼吸器疾患など基礎疾患有する高齢者においては重症化するリスクが高く、予防対策が重要な感染症であると認識しております。

市では、基礎疾患有する高齢者と同様に、特に重症化しやすいとされる生後6か月以内の乳児等の感染予防対策として、市のホームページでR Sウイルスの症状や感染経路、手洗いやマスクの着用といった基本的な予防法について啓発を行っております。

今後も広報等を活用し、注意喚起に努めてまいります。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） R Sウイルスは、60歳以上の加齢による免疫力の低下などによってかかりやすくなります。高齢者において、このR Sウイルス感染症は現在、多くの方が予防接種をしているインフルエンザと比べると、その重症化のリスクはインフルエンザと同等、もしくはそれ以上とされており、入院期間はインフルエンザよりも長くなるとの報告から、入

院前の自立した生活に戻ることが困難であったと報告されております。

R S ウィルスは飛沫感染や接触感染で広がるため、病院や介護施設など、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が多く集まり閉鎖された空間では集団感染をもたらす危険性もあります。R S ウィルス感染症は、インフルエンザや新型コロナとは異なり感染し発症したときの治療薬がありません。

そのような中、成人、高齢者向けのR S ウィルスワクチンの有効性は日本で承認され、令和6年1月15日から接種可能となっています。60歳以上の成人、高齢者においてR S ウィルス感染症の発症予防効果は82.6%、特定の慢性心疾患や呼吸器疾患、腎不全、肝機能障害、糖尿病などの基礎疾患を併存する患者においても有効率94.6%、効果は2年にわたり持続すると報告されております。

接種費用は2万円以上の高額なワクチンです。このワクチンは2年に1回の接種で効果が期待できますが、現段階では任意接種のワクチンのため、接種は全額自己負担になっております。

そこで、お聞きします。高齢者のR S ウィルスワクチン接種費用の補助について、公費助成の導入はできないか伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 現在、R S ウィルスワクチンにつきましては、国が定期接種化を検討し、審議が進められているところです。接種費用の助成につきましては、今後の国や県の動向、他市の取り組みを参考にしながら、市としての対応を検討してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） よろしくお願ひいたします。肺炎球菌とR S ウィルスは、高齢者の命と生活機能に深く関わる感染症です。それぞれに対応した予防接種を受けることで、肺炎や重症化のリスクを大きく減らすことができ、入院やねたきりのリスクを減らして安心して暮らし続ける力になります。旭市の第3期総合戦略において、ウェルビーイングの向上は市民の身体的、精神的、社会的な健康を支える柱として位置づけられています。

一つに、健康づくりと予防医療の推進の中で、高齢者のフレイル予防があります。感染予防もフレイル予防の一環であります。ぜひ前向きな検討を進めていただけたらと思います。

次の質間に移ります。大きな2番の再質問です。

TNR活動は、ボランティア団体や個人の善意によって支えられています。行政として見過ごすことなく支援が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） TNR活動、かなり皆さんの善意によって支えられているというところは認識をしているところでございます。

TNR活動につきましては、先ほどご説明したとおり、猫を捕獲し、不妊・去勢手術をした後、猫を元の場所に戻すということになります。

そのTNR活動の内容としますと、まず、不妊・去勢手術を行うため、その費用であったり、その後のワクチン接種などの医療費、またはそれを捕獲するための器具などの費用、また、餌といった飼育の費用なども必要になると思われます。

また、TNRと並んで保護猫活動というのもあるんですけれども、それにつきましては、飼い主のいない猫を保護して、また新たな飼い主を見つけることを目的とした活動、そういったのも行われています。

保護猫活動の場合は、里親探しのための譲渡会を行うこともあることから、こういった費用も加えて必要だというふうに思われます。これらの負担に加えまして、捕獲する際の捕獲器の運搬であったり、設置であったり、また近隣の住民の方への説明、また捕獲後や不妊・去勢手術後の適切な餌やりだったり、経過観察であったり、そういうものも必要になりますので、活動にはそういう方が大きな負担を負っているというところは認識しておるところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） それでは、このTNR活動、また保護猫活動などを行っている方への支援として、どうぶつ基金の行政枠への登録はできないか伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） 飼い主のいない猫の対策につきましては、市民からの相談件数の増加、ボランティア団体等の活動状況の把握や協力病院の視察などを通じて、多くの方が困難に直面している問題だというふうに認識をしているところでございます。

どうぶつ基金の行政枠への登録につきましては、引き続き関係機関と意見を交わしながら、

申請方法やチケットの配布方法等も含め、保護活動を行っているボランティア団体や個人の方が利用しやすい制度となるよう、その登録について検討していきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 前向きな検討ありがとうございます。

そこでまた、どうぶつ基金以外にもふるさと納税等を利用した支援方法を行っている自治体もあるようですが、そちらの導入はできないか伺います。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） ふるさと納税等を利用した支援方法につきましては、様々な形で支援を行っている自治体もあるようですので、今後、それらの先進的な取り組みを情報収集してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、次、大きな項目2の（2）の再質問です。

多くのボランティアたちが、不幸な猫をこれ以上増やしたくないとの思いで、TNR活動、里親につなげる活動をしてくださっています。市民の皆様に適切な飼養に理解と関心を深めていただけよう、また広報紙でボランティア団体や個人への感謝のメッセージを掲載してみてはどうか、いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） TNR活動を行っているボランティア団体や個人におかれましては、捕獲作業などに加え、手術代や餌代などの費用も負担いただいている状況にあるというふうには認識しておるところでございます。

これらの活動に対する感謝のメッセージということでございますが、TNR活動の内容やボランティア団体、個人の活動内容などを紹介することによって、より多くの方に理解を深めていただけよう、今後も周知・啓発に努めていきたいと考えております。

また、今後、様々な支援方法を検討し、円滑にボランティア活動ができる環境を整えていけるよう、市としても努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 自由に生きている野良猫を捕まえて、不妊手術して耳まで切ってしまう、さくらカットと言いますけれども、このようなことは残酷と思われるかもしれません、もっと残酷な殺処分という現実が猫たちには迫っています。飼い主のいない猫が一代限りの命を全うすることができるよう、保護猫も優しい家族につながるよう、人も動物も幸せなまちづくりを目指していきたいと思います。

質問は以上になります。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

◇ 宮 内 保

○議長（飯嶋正利） 続いて、宮内保議員、ご登壇願います。

（13番 宮内 保 登壇）

○13番（宮内 保） 議席番号13番、宮内です。令和7年第3回定例会におきまして一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。今回、私は4項目、5点について質問をさせていただきます。

まず、1項目めは洋上風力発電事業について、2点質問をいたします。

まず、（1）は旭市沖の洋上風力発電事業の状況と今後の取り組みについて。

5月12日、県は再エネ海域利用法に基づき、洋上風力発電事業を進める促進区域の候補として、旭市沖を国に推薦する情報提供をしました。旭市の沖合約3キロメートルの海域で情報提供は銚子市沖、いすみ市沖、九十九里沖に続いて4か所目であります。県エネルギー推進課によりますと、促進区域に指定されれば、洋上風力発電の事業に適した海域となり、参入事業者の公募手続に入り、旭市沖は今後、前段階の有望区域、準備区域に整理され、将来的な促進区域の指定を目指すこととなるようですが、現在までの旭市の洋上風力発電事業の進捗状況はどうなのか、お伺いいたします。

2点目は、銚子市沖洋上風力発電事業の現状と事業者からの出捐金について、銚子市沖洋上風力発電事業の計画見直しが総合商社、三菱商事が銚子市沖を含めた国内3海域で取り組む洋上風力発電のプロジェクトについて、事業性の再評価を行っていると明らかになり、資材価格の高騰や円安などの当初の想定を上回る事業環境の変化に伴うもので、工事のスケジュールなどを見直すということでありましたが、そのような中、8月27日に三菱商事などの

企業連合が銚子市沖の洋上風力発電事業から撤退の表明がありました。

そこで、銚子市沖洋上風力発電事業の現状と今後はどのようなものなのか、お伺いいたします。

2項目めは、防災行政について。

(1) 7月30日の津波警報による市の防災対応について、災害対策本部の設置と避難状況についてお伺いいたします。

7月30日午前8時25分頃発生したロシア、カムチャツカ半島付近を震源とする地震で、規模はマグニチュード8.8ありました。気象庁は日本の広範囲に津波警報を発表し、千葉県内沿岸部も対象となり、2011年の東日本大震災以来、14年ぶりとなる警報発表で、東日本大震災では飯岡地区を中心に甚大な津波被害を受けました。

今回の警報発表で市では早急に10か所の避難所を開設し、そのうち小・中学校9か所では、通常は体育館を使用するが、暑さ対策のためエアコンの効く教室を使用することにしたようですが、津波警報が出てからの災害対策本部の設置と市民への避難所への誘導はどうであったのか。また、各避難所の避難者数はどうであったのか、お伺いいたします。

続きまして、3項目めは特定外来生物ナガエツルノゲイトウ対策について。

(1) 農業被害が心配されるナガエツルノゲイトウについての現状と対策についてお伺いいたします。

昨年の第3回の定例会に引き続き、農業被害が心配されるナガエツルノゲイトウについて質問をいたします。

今年の夏も昨年と同じように猛暑で、熱帯性植物のナガエツルノゲイトウの成長が進んで繁茂しているようですが、本市の繁茂の分布状況と繁殖状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

続きまして、4項目めは2025年産の稻作について。

(1) 旭市における2025年産の水田の作付状況と作況指数について質問をいたします。

令和の米騒動の影響が長引いている中、政府備蓄米の放出から半年近くになろうとしている今、新米が出初めで米の不足感は解消されているようですが、今回の米不足は複合的な要因が絡む中、現場では米の収量が農水省の発表に達していなかつたのではないかとの懸念が根強いようで、適切な流通や生産計画を立てる上で、正確な調査は必要ではないかと考えます。

そこで、25年産の主食用米、飼料用米、加工米などの作付状況についてお伺いいたします。

以上、4項目5点について伺います。なお、再質問は質問席で行いますので、簡潔なご答弁のほう、よろしくお願ひいたします。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き宮内保議員の一般質問に対し答弁を求める。

○議長（飯嶋正利） 環境課長。

○環境課長（大八木利武） それでは、私からは質問内容の1、洋上風力発電事業についてお答えいたします。

初めに、（1）旭市沖の洋上風力発電事業の状況についてお答えをいたします。

最初に、洋上風力発電の事業化の流れについてご説明申し上げます。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、いわゆる再エネ海洋利用法に基づく手続でありまして、まず、洋上風力発電に適した海域を県が国へ情報提供するところから始まります。情報提供後、国は有識者による第三者委員会の意見を踏まえ、準備区域または有望区域として整理、公表をいたします。

準備区域となった場合は、利害関係者や条件等に課題があると判断されたことになりますので、再度、調整の上、情報提供することになります。

有望区域となった場合は、国及び県は協議会を設置し利害関係者から意見等を伺い、調整後に関係者から同意が得られれば促進区域として指定され、事業者の公募、選定に進み、事業着手となります。

旭市沖の状況と今後でございますが、本年5月12日に千葉県から国へ情報提供しており、現在、国による整理が行われている最中であり、本年秋に準備区域、または有望区域として公表される見込みと聞いております。

旭市沖の洋上風力発電事業ですが、飯岡漁港から約3キロメートルの沖合に先行する銚子市沖風力発電事業の区域に接する形で海域を確保し、風力発電所を設置することを想定していますが、まだ情報提供の段階であるため、具体的な計画等は促進区域指定後の協議会にお

いて、関係者の意見をいただき検討することになるため、現段階では未定でございます。

続きまして、（2）の銚子市沖の洋上風力発電事業の現状と今後ということでございます。

銚子市沖洋上風力発電事業は、令和元年7月30日に有望区域として整理され、同年11月18日には、促進区域の指定に向けた初回の協議会が開催され、その後、令和2年6月4日の第3回協議会において関係者の意見が取りまとめられています。

また、翌日6月5日には協議会意見書が出され、令和2年7月21日に促進区域の指定に至っております。

促進区域指定後、令和2年11月27日から令和3年5月27日までの期間、事業者の公募が行われ、令和3年12月24日に三菱商事などの企業連合である千葉銚子オフショアウィンド合同会社が事業者として選定されました。

事業計画によれば、銚子市沖は3,948.7ヘクタールの海域に風車31基を建設し、令和10年9月の運転開始を予定しております。

しかし、報道等でご案内のとおり、本年2月3日に事業性の再評価を行うことが発表され休止しておりましたが、資材価格高騰などによる事業環境の変化から、事業継続が困難と判断され、8月27日に事業者より事業からの撤退が発表されたところであります。

また、こちらも報道されておりますが、今週の月曜日、9月8日に第6回の協議会が開かれ、事業者である三菱商事より撤退に至った経緯の説明があり、国からは撤退要因の検証と事業環境整備を議論する旨、発言がありました。

また、県からは地域振興のための新たな協議体の設置が提案されたというふうに伺っております。

今後でありますが、旭市におきましては、再公募といった国による今後の方針等が現状は示されていないことから、その動向につきまして引き続き、注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） 総務課からは、2項目めの防災行政についての（1）7月30日の津波警報による市の防災対応について、災害対策本部の設置と避難状況についてお答えをいたします。

7月30日の午前9時40分に津波警報が発表されたことを受けて、午前9時47分に災害対策本部を設置し、市内10か所の避難所を開設いたしました。

市民への誘導周知方法は防災行政無線、ホームページ、防災あさひメール、LINE、X

で行いました、海岸に向けましてはホーンアレイスピーカーにより避難を周知いたしました。ホーンアレイスピーカーは海に向けて設置してあります、防災行政無線の二、三倍遠くに音声が届くようなものでございます。

10か所の避難者数は中央小学校が15人、矢指小学校が60人、富浦小学校が15人、豊畠小学校が2人、第一中学校が1人、第二中学校が4人、海上公民館が40人、飯岡小学校が40人、三川小学校が7人、飯岡中学校が46人、総避難者数は230人でございました。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、大きな項目の3と4についてお答えをいたします。

初めに、3の特定外来生物ナガエツルノゲイトウ対策についての旭市の分布状況と繁殖状況についてお答えいたします。

昨年度、県が実施いたしました河川・水路等における外来水生植物分布調査では、新川や秋田川などでナガエツルノゲイトウの繁茂が確認されております。

市で把握している状況では、そのほかにも川口沼南側の農業用排水路や七間川、目那川などで繁茂を確認しております。

続きまして、大きな項目4の米の生産について、2025年産の主食用米、飼料用米、加工用米及びWCS用稻の作付け状況ですが、8月末時点での市内の作付け状況は、主食用米が2,959ヘクタール、飼料用米が357.4ヘクタール、加工用米が11.8ヘクタール、WCS用稻が47.6ヘクタールとなっております。

今年の特徴といましては、米価高騰の影響によりまして、対前年で飼料用米が356.8ヘクタール減少いたしました。一方で、主食用米は363.5ヘクタールの増加となりまして、飼料用米の減少分が主食用米に振り替わった形となりました。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） それでは、洋上風力発電事業についての（1）旭市沖上風力発電事業の状況と今後の取り組みについて、再質問をさせていただきます。

令和2年9月の定例会の一般質問で企画政策課長のご答弁で、「再エネ海域利用法では、国が主体となり基本方針を定め、年度ごとに促進区域の指定を行った上で、公募による事業者の選定を行う」とのこと、「促進区域の指定に当たっては、地元関係者との調整が必要であることを踏まえ、都道府県等からの情報提供を参考し、国が促進区域を指定することと

なっております。」とのことでありましたが、2025年5月13日に千葉県から国に旭市沖洋上風力の情報提供を提出し、続いて2025年8月20日、事業者からも国に旭市沖洋上風力の情報提供の提出があり、情報提供後の流れとして都道府県からの情報提供に基づき国が第三者委員会の意見を踏まえ、有望区域や準備区域等に整理されて、有望区域に整理された場合は、国・県・市町村及び漁業関係者等で構成される協議会を設置し、促進区域の指定に向けた協議を行うようですが、旭市沖の促進区域指定に向けた設置方法、協議方法についてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） 促進区域指定には、有望区域に整理されることが最初の段階となります。有望区域に整理された後、国、これは経済産業省、国土交通省ですが、及び県が促進区域の指定に向けた協議会を設置いたします。

協議会は、国、千葉県、関係自治体、関係漁業者団体等の利害関係者、学識経験者等で構成され、可能な限り公開議論いたします。

協議会は、漁業共生策、地域経済振興、景観・環境の影響、発電設備などを幅広く議論する場でありまして、協議会が設置されれば、市としても利害関係者としてメンバーに加わり、洋上風力発電事業と地域のバランスを調整しながら、協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございます。丁寧に説明していただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、いすみ市沖が有望区域の指定が2021年9月13日、第1回協議会の開催が2022年2月1日、そして九十九里沖が有望区域の指定が2022年9月30日ありました。有望区域に指定された後、二つの外房沖の共通の課題が出て、長い期間、事業の推進が行われませんでした。

そこで、この課題の二つの地域共生金の出捐金の規模と内水面問題の二つの案件は、旭市沖の事業にも該当するのか。また、調査をして確認すべきものなのか。そのほかにもどのような課題があるものなのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武）　いすみ市沖、九十九里沖におきましては、今議員がおっしゃるような様々な問題があるようでございますが、旭市沖におきましては、現在は情報提供段階でありますので、今後、有望区域に整理をされた後に協議会が設置され、その中で様々な課題や意見が出ると考えておりますので、その段階で関係機関等と連携しながら、適切に協議、対応してまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○13番（宮内　保）　課題は出ないほうがいいんですけれども、そのときには適切に協議して対応していただきたいと思います。特にこの出捐金、ちょっとこういったご時世の中で、銚子市が銚子漁協に対して100億円、海匝漁協にも10億円、そういう出捐金の金額的な問題が今後、何か出てくるようなちょっと気がするんですけども、またそれは協議会等でよく協議していただくとは思うんですが、その辺少しでも海匝漁協のためになるように、出捐金の額をなるべく多く頂くというようなことで頑張っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

今後、いろいろな課題が出てくるかも分かりませんが、洋上風力発電推進のため、また推進区域の指定に当たっては、有望区域に指定されていることが必要となります。そのうちガイドラインに基づき既存の文献やデータベースのほか、都道府県や事業者等からの情報収集を行い、これらの情報を踏まえ、国が促進区域指定に関する可否を判断するところで、そのためには本市における洋上風力発電事業の推進体制と整備が必要だと思いますが、市としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　宮内議員、これは1問目の（1）の4回目ですか。それとも2番目の。

○13番（宮内　保）　（1）。

○議長（飯嶋正利）　（1）、わかりました。

4回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　洋上風力発電事業が行われている自治体においては、洋上風力を新たな地域資源として位置づけ、地域産業の活性化策などを展開していると伺っております。

また、洋上風力発電を行う事業者においても、地元との共存の観点から、漁業振興策をはじめとする様々な支援体制を構築するなど、自治体と事業者の双方で洋上風力発電事業を推進しているようでございます。

本市においては現在、情報提供を行っている段階でございますが、今後、段階を経ながら、

長期的なスパンで事業を進めていくことになろうかと思います。

推進体制につきましては、そういった過程の中で産業振興や雇用対策など、様々な観点から検討してまいります。本事業は、地域共生に大変重要な事業となりますので、本市にもたらす様々な効果などを検証しながら、チーム旭で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございます。

先ほど課長から9月8日の協議会のお話がありまして、私もこれは千葉日報だと思うんですけれども、新聞のあれが有りまして「国と県は8日、再エネ海域利用法に基づく法定協議会を千葉市内で開いた。地元関係者から地域振興の取り組みの継続を求める声が相次ぎ、県は地域振興の検討の場となる会議の新設を提案した。国は事業者の再公募実施に向けて今後の対応を進めていくと説明した。県が提案したのは「銚子地域の未来創造会議」。地域振興や漁業共生の取り組みを総括し、今後の取り組みを話し合う。メンバーは県と銚子市、旭市、銚子漁協、海匝漁協、銚子商工会議所、三菱商事など。年内に3回程度の議論を想定する。」ということでありまして、「経産省資源エネルギー庁の担当者は、今後の国の対応について、撤退要因検証や事業環境整備を審議会で議論するとし、「これらの取り組みを踏まえ、地元の理解をいただいた上で速やかに再公募を実施したい」と述べた。」ということでありましたので、先ほど課長が答弁していただいたのも同じなんですけれども、私もこれを新聞で見ましたので。

そこで、銚子市沖の洋上風力発電事業の現状と事業者からの出捐金について再質問をさせていただきます。

令和4年第2回定期例会の一般質問で「銚子市沖の洋上風力発電事業で、市主催による市民説明会が行われました。その中で事業者は洋上風力の建設をきっかけに地域共生策の実行を通して、地域の課題の一助となることを目指して様々な地域振興、産業振興策の説明があり、漁場調査など漁業支援をはじめ、地元の企業の活用や観光、人材育成、市民ファンドの設立などに取り組む」とのことでした。

それでは、「旭市に対するメリットなど、どのような地域振興が考えられるか」の質問に対して、「漁業振興のため、事業者から本市に対して10億円の出捐金があります。」との答弁がありました。

そこで、出捐金の10億円はいつから出て、どのような形で出ているものなのか。また、今までこのような漁業振興の事業に使われているのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 銚子市沖の洋上風力発電事業は、事業者である千葉銚子オフショアウインド合同会社と海匝漁業協同組合、そして旭市の3者によりまして、令和4年5月31日に協定を締結し、事業がスタートいたしました。

協定書には事業者である千葉銚子オフショアウインド合同会社が、旭市の漁業振興基金に對しまして、令和4年から26年間、合計10億円の出捐金を拠出する旨が定められております。

出捐金は事業者が市に対して拠出し、市は当該出捐金を漁業振興基金に積み立てまして、漁業者等から提案される事業の振興に資する事業に充てることになっております。これまで出捐金を充当した事業は、令和5年度に海匝漁業協同組合の匝瑳支所の改修事業、それから、漁船保険料の助成を行っております。令和6年度末現在の基金残高は5,351万7,471円となつております。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 合計で今現在、6,000万円ぐらい、これであとのあればこれから——もう出ない。分かりました。いいです。

それでは、再々質問をいたします。

銚子市沖に計画されている洋上風力発電事業と漁業との共存共栄を図るため、銚子漁協が進めてきた新たな漁場づくりのための実態調査の結果がまとまり、報告が4月24日漁協で開かれ、洋上風力施設の設置海域への人工魚礁の設置によって、イセエビなどの増殖や集魚効果が確認できたということで、新漁場として極めて有望と評価しているようで、そのほかにも試験的に養殖していた昆布の水揚げ作業が5月27日、名洗港で行われ、流さ3メートルから4メートルに成長した昆布が900キログラム収穫され、出来もよく北海道産並みとのことでありました。

このような人工魚礁の設置や昆布の試験養殖の漁場調査に対して、出捐金は使われているのか。また、このような漁場調査の詳しい結果が分かればお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 銚子漁業協同組合は、令和4年度から洋上風力発電の出捐金によりまして、漁場実態調査と漁業との協調・共生・振興の取り組みを行っております。

漁場実態調査の一環といたしまして、新たな漁場づくりに向け試験的に養殖した昆布の水

揚げを5月27日に行いました。報道によりますと、議員おっしゃられたとおり、長さ50メートルのロープ11本に細目昆布の幼苗をくくりつけ、名洗港などの海中に投下し、そのうちの2本を引き上げまして、長さ3メートルから4メートルに成長した細目昆布900キログラムが収穫されたとのことでございます。

収穫した昆布は銚子商業高等学校が提供を受けまして、食用やせっけんの材料などへの活用を検討しているそうでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 出捐金の有効利用、漁業振興のために、これからも有効に使っていただきたいと思います。

それでは、再々質問ということで、銚子市沖洋上風力発電事業者である三菱商事、中部電力などの企業連合は、世界的な物価高で資材費が高騰し、発電しても採算が取れないと判断し、千葉県沖、秋田県沖の3海域での洋上風力発電事業から撤退するという報道がありましたが、撤退に伴い出捐金にどのような影響が出てくるのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 先ほど申し上げましたが、この出捐金は3者の協定により定められております。協定書の第2条第4項で事業の継続が困難となった場合は、速やかに海匝漁業協同組合と旭市に通知し、通知日以降の基金への出捐義務を免れると規定しております。

事業者が本市に事業撤退の説明に来た際には、撤退後も地元への支援を継続するようになつたしましたが、現時点では支援を継続できるかは分からぬとのことでございました。

海匝漁協といつしましても、本出捐金を基に将来の事業を予定しておりますが、直ちに出捐がなくなることは影響が大きいことから、本市といつしましても、引き続き事業者に対し支援の継続を要望してまいります。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございます。これで再公募があつて、やはりこの出捐金というものは新しく再公募で採用になった事業者が、ある程度は引き継ぐ、分かりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、大きな2番の防災行政について、（1）7月30日の津波警報による防災対応について、災害対策本部の設置と避難状況についてお伺いいたします。

再質問をいたします。何か思ったより避難者の数が何か少ないよう、230人でしたか。やはり海岸近くの避難所は案外多く、私も実は飯岡中学校の前の公園で1時間ほど避難状況を見ていたんですけども、やはり高齢の方、介護施設に入っている人だと思うんですけども、職員が手をつないで、静かに静かに中学校へ何人かが入って行ったんですけども、その後、今度、パトカーにやはり高齢の女性が後ろの席へ乗って、やはり中学校の避難所へ入っていました。やはり何か高齢者の人の避難というのは大変なのかなということをちょっと感じたんですけども、この辺もまた検討してもらいたいなとも思います。

では、再質問になります。

津波警報の発表直後から昼過ぎにかけてからは、多くの市民が高台の刑部岬に車で避難して、海の様子を不安気に眺めているようでした。高台の刑部岬では、一時避難者の車で駐車場が埋まり、道路も混雑して市内へ移動するのに2時間以上もかかったようあります。また、漁港や海を見に来る車が多く、特に漁港周辺では車で海の様子を見に来る市民が多くなったようあります。

今後、高台への避難誘導や海岸に近づかないような誘導はどういくのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 7月30日の当日に飯岡灯台など高台に向かう道路が渋滞していた情報は受けておりまして、これは津波避難時の渋滞対策が課題であるというふうには認識しております。

避難誘導につきましては、消防本部では消防車両のスピーカーを使用して、サーファーなどへ海から離れて避難するよう呼びかけを行いまして、また消防団には、日の出山公園に避難していた方々を避難所へ誘導するなどしていただいております。

また、先ほど議員おっしゃいましたが、旭警察署ではパトカーなど警察車両によって、巡回や避難所への誘導をしていただいたところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 実は私、14年前の3.11東日本大震災のときに、海上地域の恵天堂の前の高台へ上がる坂道、あそこが銚子市から来る車と、やはり下から避難する車で大渋滞して、車が動かない状況だったんですよ。ですから、やはりある程度、皆さんには、市民は車でやは

り高いところに避難するというようなのが、やはり東日本大震災、あのときでさえすごかつたですよ。あのとき私、次の日、朝、上へ上がったときに、やはり車で高台の上で一晩過ごしたというのは何台もあったんですよ。そういうことからして、やはりある程度は警察の皆さんのお誘導みたいな、交通整理ではないですけれども、そういうのをしていったほうがいいのかなということをちょっと感じましたので、その辺また検討のほう、よろしくお願ひいたします。

それでは、再々質問に入ります。

県内では館山市で60センチメートル、銚子市、勝浦市で30センチメートル、千葉市の千葉港で20センチメートルの津波が観測され、いずれの地点でも最大波は30日午後に確認され、県内の警報が解除されたのは30日の夕方で注意報は31日がありました。そのような中でしたが、この日は高気圧に覆われて気温が上昇し、気象庁によると午後2時39分、兵庫県の丹波市の気温が41.2度に達し、国内の観測史上最高を更新した日でしたが、旭市では北東の風があり、あまり気温は上昇しませんでしたが、長時間での避難所での状況はどうであったのか。また、どのように対応したのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 今回は議員おっしゃるように、暑い中での避難所開設となりましたので、エアコンが設置されている特別教室などを避難場所として使用いたしました。また、長時間の避難も予想されたため、飲料水とレトルト食品を配布しまして、毛布、マット、テントなどもご用意いたしました。そのほか保健師による各避難所の巡回を実施しまして、健康状態の確認や感染症、熱中症などの注意喚起を行い、避難者の健康管理に努めたところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） そのときの状況が違うので対応のほう大変かと思いますが、よろしくお願ひいたします。

津波警報の発表で千葉県の一宮町では、スピーカーを搭載したドローンが海岸付近を飛んで避難を呼びかけたとのことでありました。5月に本格導入された津波避難広報システムで津波注意報と津波警報がそれぞれ発表された直後に、町役場と小学校の屋上に設置されたドローンが海岸に自動飛行し、「直ちに高台に避難せよ」などと、サーファーや観光客に避難

を促したことありました。

そこで、旭市消防本部で配備しているドローンはどのようなものなのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防本部からは、消防本部に配備されております災害用ドローンについてお答えをいたします。

消防本部配備のドローンにつきましては、大規模災害時の情報収集や水難事故における要救助者の捜索、また大規模火災における延焼状況、あるいは残火、被害確認といった火災調査などの利用を目的とした災害対応用に導入をしております。

機能につきましては、カメラ機能のみの搭載となっております。

議員おっしゃられました一宮町で導入しております津波避難広報システムにあるようなスピーカー機能は、現在、登載はしておりません。

また、当消防本部に配備されているドローンにつきましては、オプションでもスピーカー機能を追加することができない機種となっております。

消防本部では津波警報発表時の対応といたしましては、飯岡灯台での海面監視や消防車両のスピーカーを使用しまして、海岸地域の避難誘導を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございました。何か面談でちょっといろいろお話を聞いたんですけども、この一宮町の防災ドローンは何か非常に高いということで、なかなか厳しいようありますんで、またよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、大きい3番目の特定外来生物ナガエツルノゲイトウ対策についてお伺いいたします。

今回、私、ナガエツルノゲイトウをやる予定ではなかったんですけども、8月8日の議会のときに、ある議員から、秋田川の繁茂がすごいぞということで、いろいろ私も干潟土地改良区で聞いたら、とにかくひどいということで、私の携帯に動画を送ってきてくれまして、とにかく秋田川の一部でしょうけれども、もう全面に繁茂してしまって、どうしようもない状態だということで、そのようなことで今回、またナガエツルノゲイトウについて質問することにいたしました。

それでは、再質問をさせていただきます。

大利根土地改良区管内の現在の状況は、一昨年に除草剤にて対応したところは繁茂は収まったようですが、しかしきれいになることはありません。今年の春先に農業用水が流れ始め天候の良い日が続くと、増加して繁茂してきているということで、また大利根管内の新川と仁玉川の合流で確認されています。千潟土地改良区管内では、新川、秋田川、荒川、七間川、県営圃場整備事業万力支区内排水路での繁茂の状況が見られ、特に秋田川と万力支区内の排水路での状況が特にひどい繁茂のようでした。

土地改良区としては、秋田川については全面に繁茂している箇所があるので、排水障害となるため左右の岸のどちらかを土木業者に依頼して、重機でかき取り、護岸に置いて枯らせて対応したことありました。

この3年くらいの繁茂の状況を見ますと、同じ場所で川などに繁茂しており、このような毎年の状況を見ますと、何か同じ場所に繁茂する原因があるのではないかと考えられますが、そのような現状に対して、対策はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） ナガエツルノゲイトウは拡大力、再生力が非常に強く、僅かに生き残った個体や断片からも再生する水生植物であるため、何度も同じ場所で繁茂を続けます。このため密度が低下するまで何度も駆除を継続することや、密度が低下した後でも粘り強く継続して駆除に取り組む必要があります。

引き続き、農業事務所や土地改良区と共に、対策について進めてまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 先日、萬力地区の人にお伺いしたんですけども、何かこう残ったナガエツルノゲイトウは、やはり茎が太くなつて、熱帯性植物なんですかとも、越冬してさらに繁殖力が強くなっているというようなことをちょっと聞いたんですよね。ですから、やはりこれからちょっと大変になってくるのかなとは思います。

それでは、再々質問します。

秋田川での防除作業として土木業者に依頼して重機でかき取り、護岸に置いて枯らし、万力支区内では繁茂している場所に小型のラジコンヘリコプターで稻に害の出ない除草剤を散布して防除に取り組んでいたとのことでした。防除に対して経費の負担も多く大変のよう

すが、除草や防除事業に対して、国や県の補助金制度もあるようですが、今後、補助金制度を利用しての防除事業を指導、周知すべきと考えますが、担当課としての取り組みについてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） ナガエツルノゲイトウ対策につきましては、多面的機能発揮促進事業において防除できることから、万力支区環境保全会や川口資源保全会などの組織では、この制度を活用して駆除を行っております。

このほかの国や県の外来水生植物防除の補助事業につきましては、引き続き、市の広報やホームページなどで周知してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 課長、先日見せましたっけ、この状況、これが4月7日、やはり近くなんです。これも4月28日、全然やっぱり出ていないんですよ。それが7月18日に全面にもう、これが8月5日、もうこれも全部、8月5日に小型のラジコンヘリで除草剤を散布したという、8月のこれが9日には、もうきれいに枯れて、結構ボランティア的に小型のラジコンヘリでやってくれているみたいですけれども、恐らく多面的なこの資金を使っても、やはり足りないと思いますんで、今後ともよろしくお願ひいたします。

では、再々々質問に入ります。

新川や秋田川の上流である利根川などのナガエツルノゲイトウの繁殖がなくならない限り、下流にある本市の川のナガエツルノゲイトウの繁殖は終わらないと思います。毎年同じことの繰り返しであります。国や県に対して、利根川上流部のナガエツルノゲイトウの防除対策と根絶を強く要望すべきだと思います。どうかその辺、よろしくお願ひいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） ナガエツルノゲイトウの繁茂している箇所につきましては、現在、国、県、土地改良区などと連携いたしまして、補助事業の活用や防除につきまして検討しているところでございます。

また、利根川からの防除対策につきましては、関係する市町村または土地改良区などと連携した取り組みが必要となることから、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、大きい4項目めの2025年産の稻作について、（1）旭市における2025年産の水田の作付状況と作況指数について、再質問をいたします。

作付の状況については分かりました。飼料用米が356.8ヘクタール減少して、主食用米が363.5ヘクタール増加したことでした。

では、農林水産省が今年の6月末までの1年間の米の需要を710万トン程度と試算したことが7月28日に分かりました。昨年、公表した当初の需要見通しは673万トンで約40万トン、約5%増となる。米の需要見通しは翌年の作付に向けた苗作りなどの参考となる重要な指標で、米の価格にも影響を及ぼす見通しから、実績が大きく上振れるのは2年連続で、昨年から続く米価格の高騰は、高温障害や害虫の発生で流通量が減ったことが主因で、消費の増加も需要逼迫に追い打ちをかけたとされているよう、またインバウンド増や備蓄米の放出も需要増につながったとのことで、今年も同じような高温障害や害虫の発生も大きく見られているようですが、本市の現状はどうなのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 現状では、まだ詳細な状況を把握できておりませんが、ふさこがねやアキヒカリといった早生品種においては、一部の生産農家から、モミが厚く中身が入っていないとの報告を受けております。

原因として、開花期やでん粉を蓄える登熟期に高温が続いた影響、またはカメムシ等の害虫被害による可能性が考えられます。現在、農業事務所などの関係機関と連携して状況把握に努めているところでございます。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございます。8月30日に、これ千葉日報なんですけれども、「コメの作柄おおむね良好」、「千葉県「やや下回る」」ということで、「農水省は7月、25年産米は作付面積が前年に比べ約10万ヘクタール拡大する見通しだと公表。作柄が平年並みであれば、玄米ベースの生産量は前年比56万トン増の735万トン程度を確保できるとみる。向こう1年の需要に大きな変動がなければ価格高騰の原因となった供給不足は解消されそうだ。」ということで報道がありましたけれども、今年の米の価格の状況を見ますと、昨年、コシヒカリは2万5,000円ぐらい。今年は3万5,000円ぐらいとか、何か1万円以上高いような状況でありますけれども、そういう状況でありますけれども、では再々質問いたします。

農水省が2025年産の飼料用米の作付面積が4.9万ヘクタールとなり、前年の9.9万ヘクタールから半減する見通しであると発表がありました。旭市における飼料用米を使ったブランド豚肉や、鶏卵の生産販売をしてきた農家や販売業者からは、給餌に必要な量の確保やブランドの継続への懸念も上がっているようですが、転作として指導してきた市として、飼料用米の供給不足の不安定化や、これまで進んできた耕畜連携の取り組みに影響すると思われます。

このような中、耕畜連携を進めていく上で、飼料用米の生産と利用促進を支援していくべきではないかと考えますが、旭市としてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 本市では、約20年にわたり地域の畜産農家と耕種農家が連携して飼料用米に取り組み、水田の有効活用と食料自給率の維持・向上に貢献してまいりました。ほとんどの地域ではJAを経由して、全国的な流通経路で飼料用米を販売する中、本市では、市内で生産した飼料用米を市内の畜産農家が消費し、米農家へ堆肥を還元する耕畜連携のモデル的な取り組みを実践しております。

これまで米価は長期的に安定することではなく、変動を繰り返してまいりました。コロナ禍においては、主食用米が現在、3分の1以下の60キログラムで1万円程度まで暴落いたしましたが、飼料用米は農家の所得を安定させ、離農や耕作放棄地を防ぐセーフティーネットとして有効に機能してまいりました。

長期的に飼料用米は、自給率の向上や所得の安定に必要であり、当市の耕畜連携はモデル的な取り組みでありますので、引き続き、国・県へ支援の拡充を要望していくとともに、畜産農家と米農家との連携体制を堅持してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

国は、米の消費減少に伴う米価浮揚を目指して、主食用米から転換を促そうと、2008年産から飼料用米に助成を開始し、生産を進めてきました。耕畜連携を先駆的に取り組んできた旭市は、飼料用米の生産量の8割以上を畜産農家と耕種農家、行政でつくる組織が仲介し、畜産農家が利用して飼料用米を通して地域循環を生み出し、増産に前向きに取り組んできました。飼料用米の生産は補助金があつて成り立ち、飼料用米の作付の減少は、専用品種以外は国からの助成金が減額されることが大きいためだが、時間をかけて地域内で築き上げた耕

畜連携の輪をここで壊すことなく、主食用米の高値が今後も続く保証もなく、食料安全保障の観点からも、飼料用米への支援拡充を要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員の一般質問を終わります。

宮内保議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前1時56分

再開 午後 1時 0分

○副議長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 宮澤芳雄

○副議長（片桐文夫） 続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇お願いします。

（15番 宮澤芳雄 登壇）

○15番（宮澤芳雄） 議席番号15番、宮澤芳雄です。旭市議会第3回定例会において、一般質問を行います。

質問事項1、廃校になる干潟地域の小学校の廃校利用について伺います。

（1）これまでの進捗状況について伺います。廃校になる学校の校舎利用について、これまでにどのような話し合いが行われてきたのか、お尋ねいたします。

（2）廃校に当たって、地域の人たちを中心とした廃校利用の検討会などの設置計画はあるのか伺います。廃校になる学校の学区の意見や要望は尊重されるべきだと思いますが、今後どのように進められていくのか、市の考えを伺います。

（3）学校統廃合により学校開放は、今後どのようになるのか伺います。これまで大勢の市民が学校開放で校舎を利用していましたが、廃校後はどのようになるのか、お尋ねします。

（4）校舎の一部をスポーツ団体が利用することは可能か伺います。以前から、複数のス

ポーツ協会から練習場の要望がありました。今後廃校になる校舎の一部をその練習場として利用できないものか、お尋ねいたします。

大きな項目、2項目め。救急車の適正利用について伺います。

(1) 市内と県内の救急車の出動状況について伺います。全国の救急車の出動回数が年々増えているとのことですが、直近3年間の市内、県内の利用状況をお尋ねします。

(2) 救急車の有料化について伺います。救急車の有料化とは一体どのようなことなのか、教えてください。

(3) 救急相談センターについて伺います。救急相談センターの役割について伺います。

大きな項目3、水道事業について伺います。

(1) 市内の配水管の布設替工事の進捗状況について伺います。配水管の布設替えに当たっては、基幹管路から取り組まれると思いますが、基幹管路の耐震化による布設替工事の進捗状況を伺います。

(2) 今後の事業計画について伺います。基幹管路以外での水道施設の更新計画についてお尋ねします。

再質問は質問席で行います。

○副議長（片桐文夫） 宮澤芳雄議員の一般質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは私のほうから、1の廃校となる干潟地域の小学校の廃校利用についてというところで、(1)から(4)まで順に回答申し上げます。

最初に、(1)のこれまでの進捗状況についてということで、どのような話し合いが行われたかということでございました。

干潟地域小学校の再編の進捗状況については、旭市学校再編基本方針に基づいて、令和6年6月に学校再編準備委員会を設置し、令和9年4月の開校に向けて、校歌・校章についてや通学方法、学校運営や跡地活用など、継続的に協議を行っているところでございます。

この準備委員会は、協議する内容が多岐にわたりますので、三つの部会をつくりまして、総務部会、PTA・通学部会、学校運営部会の三つの専門部会に分かれて、それぞれの事項を検討しております。跡地活用については総務部会が担当を行っております。

総務部会では、保護者アンケートでいただいた意見や、子ども議会での意見のほか、近隣市町の活用事例などを参考に、中和小学校と萬歳小学校の現状を踏まえながら跡地活用の意見をまとめているところでございます。

続いて、（2）の地域の人たちを中心とした廃校利用の検討会などの設置計画はあるのかというところで、市として今後どのような考え方で進めるのかということでございました。

跡地活用につきましては、これまで学校が担ってきた地域の役割も踏まえ、今後も地域の拠点として利活用できるよう、現在、学校再編準備委員会において、地域の方々の様々な意見や要望を取りまとめているところでございます。

民間企業などからサウンディング調査を実施したり、跡地活用のアイデアなども参考にしながら、今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。

このため、地域の方を含めた検討会などの設置は予定しておりませんが、準備委員会を含めて地域の方々と連携を図りながら、統合後における跡地活用に取り組んでまいります。

続いて、（3）の学校統合により学校開放は今後どのようになるのかというご質問でございました。

今後の学校開放ということでございますけれども、統合により学校施設としての用途は変更されますが、準備委員会など地域の方々から様々な意見や要望を伺いながら、引き続き利用される方々が活動できるよう関係課と協議を行ってまいりたいと考えております。

続いて、（4）の校舎の一部をスポーツ団体が利用することは可能かということでございます。

学校の跡地活用につきましては、旭市学校再編基本方針において、これまで学校が担ってきた地域の役割も踏まえ、今後も地域の拠点として利活用できるよう検討していくこととしております。

地域の資源を再活用し、スポーツやレクリエーションを楽しむことは、スポーツ振興の促進や地域の一体感の醸成が図られるとともに、健康増進への環境づくりにつながるものと考えております。

今後の跡地活用については、準備委員会において様々なご意見やご要望を伺いながら十分な議論を重ねてまいります。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫） 消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防本部からは、大きな項目2の（1）から（3）についてお答えをいたします。

まず、（1）救急車の出動状況についてでございますが、旭市消防本部の救急出動件数は、令和3年2,613件、令和4年3,211件、令和5年3,271件、令和6年3,324件となっております。

続きまして、千葉県の救急出動件数につきましては、令和3年31万9,622件、令和4年38万2,346件、令和5年39万9,659件でございます。

旭市、千葉県とともに年々増加傾向でございまして、旭市の令和6年の出動件数並びに千葉県の令和5年の出動件数につきましては、過去最多の出動件数となっております。

続きまして、（2）救急車の有料化とのご質問でございますが、これにつきましては県外の一部地域で実施されているものでございまして、既存の選定療養費の運用を見直し、救急車で搬送された方のうち、救急車要請時の緊急性、これが認められない場合に、搬送先病院において会計時に診察料などと一緒に選定療養費を病院にお支払いいただくものでございまして、救急車の利用料、救急車の有料化ということではございません。

続きまして、（3）救急相談センターについてでございますが、救急安心センター事業といたしまして千葉県が行っています救急安心電話相談、これがございます。自宅や外出先で急に具合が悪くなり、医療機関を受診するか、救急車を呼ぶか、迷わされたときに電話にて相談できるものでございます。

電話では看護師が相談に応じ、必要な場合は医師に転送されます。あくまでもこれは電話によるアドバイスでございまして、診断や治療は行えないものでございます。

問合せ先の電話番号につきましては、15歳以上の大人は#7119へダイヤルし相談することができます。相談対応時間は、平日と土曜日は午後6時から翌朝8時まで、日曜、祝日、年末年始、またゴールデンウイークにつきましては午前9時から翌朝8時までとなっております。

15歳未満の子どもの相談につきましては、ダイヤル#8000へダイヤルし相談することができます。相談対応時間は、毎日、午後7時から翌朝6時までとなっております。

#7119、#8000ともに相談は無料となっております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） それでは、上下水道課から、大きな項目3、基幹管路の耐震化における布設替工事の進捗状況についてお答えします。

初めに（1）、それと（2）の件についてお答え申し上げます。

初めに、（1）現在、基幹管路2,453メートルのうち、干潟地域の196メートルにつきましては耐震化が完了しており、耐震化率は8%となっております。

本年9月に改訂いたします旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画におきまし

て、基幹管路の耐震化率は、令和16年度までに80.6%となる計画をしております。令和16年度以降、早期に100%となるよう事業を継続してまいります。

旭市水道施設耐震化計画におきまして、経過年数などから優先度の高い旭地域の756メートル、飯岡地域の774メートルを令和6年度から令和13年度までに耐震管への布設替えを進めています。これらの耐震化が完了いたしますと、基幹管路の耐震化率は70.4%となります。

また、海上地域及び干潟地域の727メートルにつきましては、旭地域及び飯岡地域の耐震化完了後に令和14年度より施工する予定となっております。

続きまして、（2）基幹管路以外の水道施設更新の計画を伺うということで、ご回答申し上げます。

旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画におきまして、旭配水場ポンプ井の更新、干潟配水場配水池の増設、基幹管路及び重要給水管の耐震化、配水区域適正化（自然流下区域の拡大）のための増径を優先的に取り組む計画としております。

上下水道課からは以上でございます。

○副議長（片桐文夫） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） それでは、何点か再質問いたします。

大きな1項目めの（1）、これまでの話合いがいろいろ行われたようですけれども、（4）番につながるんですけども、これまでどのような意見があったのか、お聞かせください。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 跡地活用における意見につきましては、これまで地域と深く関わってきた経緯や課題などを踏まえて、今後の活用方法について地域の方々から様々な意見や要望を伺ってきたところでございます。

具体的には、子どもたちの憩いの場となる施設や、農業を生かした体験施設、体育館やグラウンドを活用したスポーツ施設など地域に密着した活用方法が提案されております。

○副議長（片桐文夫） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。最後、この意見に対して4番につなげますので、また後ほどお願ひします。

それでは、（2）の再質問をいたします。

準備委員会等が計画されるとのことですけれども、組織全体のメンバーといいましょうか、何人程度の規模のものが計画されるんでしょうか。というのは、地域の代表がそこにどれくらい入れるものなのか。大勢の人の意見が反映される組織であってほしいという意味でお聞かせください。人数ですね。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求める。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 準備委員会のほうは三つの部会に分かれておりまして、まず、総務部会のほうでございますが、総務部会のほうは保護者の代表者の方3名、地域住民の代表の方3名、学校関係者3名で、合わせて9名でございます。

PTA・通学部会につきましては、保護者代表が9名、学校関係者が3名、未就学児の保護者が3名ということで、合わせまして15名でございます。

学校運営部会につきましては、学校関係者の方9名ということでなっておりますが、これは延べ人数でありますと、各部会に学校関係者の方々は重複しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。これから廃校になるまで1年半くらいあるんでしょうかね。いろいろな方向で進んでいかれると思います。より地域の要望を、学校がなくなってしまうというのは大変寂しい思いがありますので、それに対して手厚い思いをしていただければありがたいというふうに思いましたの質問でした。

3番は、質問結構です。再質問はありません。十分に聞きましたので。

4番目の再質問をさせてください。これは1番からのつながりなんですけれども。

過去にというか、たまたまこの地域に柔道協会の会員がいまして、これまで青年の家の体育馆を利用して練習してきたんですけども、解体されてしまったために練習場がなくて大変困っているんだという話は、以前からスポーツ協会のほうに話がありまして、そこで要望が、使えないかということで、廃校になった校舎の一部、本当は体育馆といいましょうか、大きなところがいいんでしょうけれども、しかしながら、今後どういうふうになっていくのかまだ未定ですので、一部の協会をそこに固定することはちょっと難しいのかなと。やがて体育馆を使うようにするとしても、柔道協会ですので、柔剣道場が当座はないんですね、練習会場が。ですから、廃校する校舎をもし使わせてもらえるものなら、教室でもできると思うんで、そういう意味で使いたいという要望があると、まずお伝えします。

畠はどうするんだという話になつたんですけれども、実は畠の話は、いい話がありまして、2020東京オリンピックのときに、アフリカ中南部にあるザンビア共和国と事前キャンプの誘致について、旭市が調印をしているんです。そのときに、ザンビアはサッカーと柔道に大変力を入れているということを知りまして、オリンピックの予算で畠を購入したんです。残念ながら、コロナ禍でザンビアの事前キャンプはかないませんでした。しかしながら、そのとき買った畠、いまだに体育館に置かれているままだと思います。

また、ザンビアは、そのとき、調印をしたときに、大柄な女性の大天使だったんですよね。おいでになって、向こうは旭市に感謝をして、本当に心から旭市に感謝すると、そういった言葉で、市長よく覚えていると思いますけれども、英語で接待をした。かなりすばらしい英語で大使をお迎えして、そのとき大使が、ぜひとも旭市と交流を今後、農業あるいはスポーツももちろんですけれども、交流をしたいと言ってくれた。そのときの、本当に記憶に残っていますけれども、記念の畠なんですね。

物は畠と調印を交わした文書はあるでしょうけれども、物は畠が残っているんです。ぜひともどこかでその畠を使いたいなと思っていたんですけども、いい機会ですから、ぜひその畠を使って、廃校になる学校に畠を貸してもらって、そこで柔道協会が練習したら本当にすばらしい交流といいましょうか、ザンビアとの熱い思い出の残る畠ですので、ぜひ使わせてもらいたいな。その場合には、まず場所を提供してもらいたい、そういうふうに思うんですけども、市の考えをお尋ねいたします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林 甲明） それでは、お答えいたします。

総合体育館に保管しております畠につきましては、約130畠分、130枚ほどございます。その畠は、柔道の大会開催時、大会の主催者によりまして設置していただきご利用いただいております。柔道に限らず、利用希望のある団体につきましては貸出しをしておりますので、今後も継続してまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。1番を総括しますと、廃校になった校舎というのは、まず最優先で、そもそもいかないのかもしれないですけれども、最優先で、とにかく地元、今まで学校に通っていた母校の皆さんのお見を尊重していただきたい。その次に、そ

ういった各団体の利用が可能であればぜひ使わせていただければありがたい。

こういう話があったんですね。統合になるという説明が始まった頃から、校舎がなくなってしまうと。そのときに寂しい思いをしながら、地元の人たちが校舎がなくなって更地になってしまったら本当に寂しいと。そうではなくて、ここに例えばスポーツ施設として一部利用されることによって、市内から大勢の人が通ってくれるようなそういう学校の跡地利用ができたら夢があるよねという話をしていた人がいました。

確かに何もなくなってしまうより、新しく生まれ変わって、そういう形で残してもらえるものであれば非常に地域としてありがたいと思います。そういう意味の質問でした。ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、2番について、救急車の適正利用について再質問をさせていただきます。

(2) で再質問いたします。全国で有料化している県、市町村は、現在どのくらいあるものなんでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） お答えいたします。

救急搬送における選定療養費の徴収を行っている県、市町村につきましては、現在、報道されている中では三重県松阪市の3か所の基幹病院と、茨城県の23か所の大規模な病院というところでございます。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。これは今、全国的に協議がされているんですね。そういうことで進んでいます。ちょっとそういうところが心配だったんでお尋ねいたしました。

これを調べているときに救急安心センターというのを知ったんですけども、先ほどご説明いただいたんですけども、市内の状況についてはどういった質問があったか、なかつたか、あればその内容についてお聞かせください。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 市内についての質問ですか。市内についての質問は、消防本部には寄せられておりません。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

それでは、3項目め、水道事業についてお伺いいたします。

（1）の再質問、基幹管路以外で干潟地域の配水管の布設工事の計画を教えてください。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） それでは、お答えいたします。

基幹管路以外で干潟地域の布設替えの計画でございますが、まず1点目、干潟清和地区、こちらは脇鷹神社北側の県道多古笠本線を北側に入った市道の中にございます干潟清和地区、及び鏑木地区でございますが、これは光明寺北側のやはり市道に入った老朽管の漏水が多発したことによりまして、こちらの2か所の更新工事を令和4年度から継続的に実施しております。

清和地区の510メートルにつきましては、本年度布設替工事が完了しております。鏑木地区の600メートルにつきましては、340メートルが完了しております、早期の完成を目指しております。

また、指定緊急避難場所となっております、ひかた市民センター及び干潟中学校へ供給する重要給水管路の布設替えを令和11年度から予定しております。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） では、再々質問いたします。

干潟地域、これは地盤が大変悪くて、近年、ご存じのとおり、大きな漏水といいましょうか、大規模断水がありました。東総広域水道企業団の送水管の漏水でしたが、水道企業団の送水管更新の進捗状況を教えてください。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） お答えいたします。

東総広域水道企業団におきまして、旭市へ送水するための旭支線、干潟支線及び西幹線の更新につきましては、現在、デザインビルド方式、設計・施工一括発注方式によりまして、昨年度事業者と基本協定を締結いたしました。

この基本協定に基づきまして、令和7年度から詳細設計を実施、令和8年度から工事に着手し、令和13年度までの送水管更新によりまして、耐震化工事が完了する予定と伺っております。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

それでは、（2）の再質問をいたします。干潟配水場配水池の増設計画についての内容について教えてください。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） 干潟配水場につきましては、配水池が一つのみとなっております。現在、内壁の補修等が困難となっておりますことから、配水池を増設することによりまして、メンテナンスの充実及びバックアップ容量の確保と自然流下区域を拡大する計画を進めております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。これは以前から大変楽しみというか、ずっと待っていたんですね。ありがたいことです。その施工期間はどのくらいになるか、教えてください。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） 干潟配水場配水池の増設につきましては、本年度は、増設する配水池の施設構造及び配置について検討するため、設計業務を発注する予定としております。なお、施工の時期でございますが、現在、耐震診断の結果から早期に耐震化が必要でございます旭配水場ポンプ施設の更新工事を実施しております。干潟配水場配水池の増設につきましては、現在、令和12年度から令和16年度までの施工計画としております。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） では、よろしくお願いします。

最後になるんですけれども、今回この質問のもとになった干潟地域、実は昔、山が多いん

で、山の湧き水を使っていたり井戸水を使っていたりしたうちが多いんですね。水道を引こうといつても、非常に本管から距離があって、大金がかかる。大金をかけてまでそこに水道を引くんだったら、家を違うところに建てるという人までいるくらい非常に困難な状態なんです。

あるとき、上下水道を利用しなくても水が使えるという、国が、老朽化する配水管の布設替に、市町村をはじめ行政が大変な苦慮をしている。それを何とか解決したいということで、家庭用水循環システム、そういうのを開発してくれたんですね。今現在3社だそうですけれども、1社突出して、全国5市町村に取りあえず5,000基つけたいということでスタートしました。旭市でもどうだろうかという話を、そのとき課長さん方のお世話になりました。企画から総務、環境、いろいろおいでいただいて、課長さんといろいろ意見交換をしながら。

豊島というところに現にあるんで視察してきたんです。豊島は離島ですから、水がなくて非常に困っている。淡水化装置と、それから雨水を浄化して使うのと、海水を淡水化装置でそれを淡水化して飲んでいる。もう要らないんだと、雨水が少しあれば、1年間、それでいいけど。大きさは、このくらいの大きさなんですよ、私の前にある台くらいの大きさで、太陽光発電を入れれば、インフラに一切接続しなくて、そこで1年間、1人の人が試験的に生活してもらったりけるんだそうです。

トイレの水も飲むのかというふうな話を聞きしたら、三つに分けるんだそうです。シャワーと、それから洗濯物は別で、飲み水は飲み水だけ、トイレはトイレだけで、三つに循環させるシステムで、ですから全く抵抗がなくて、1年間いける。

今はまだ試作段階でしょうけれども、それがすごく低コストになったときに、非常に困っているお宅なんかもそれで何とかしのげるのではないかということで視察をさせていただきました。

そのときの課長さん方、いろいろご意見とか教えていただきまして、改めてお礼を言います。ありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、1番目の件でも言い残したんですけども、本当に学校がなくなるというのは寂しい話なんです。でも、職員の皆さん本当に丁寧に、ここにいる課長さん方のまたその下にいる職員さん方が、本当にこれまで丁寧に丁寧に対応してくださいました。だから、今回、喜んでとまではいかないんですけども、もう納得して統合しようよと、その後の廃校もうまく利用しようよということで、一生懸命進んでいますので、また、変わらぬご支援、よろしくお願ひしたいと思います。

これまでのいろいろなご助言や、それから新しいひかた椿小学校に対してすごい施設にしてくれるよう、お金もかけて、いろいろ対応してくれたことに対して、地域は本当に感謝していますから、改めて私から伝えさせていただきます。本当にありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（片桐文夫） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

宮澤芳雄議員は自席へお戻りください。

◇ 永 井 孝 佳

○副議長（片桐文夫） 続いて、永井孝佳議員、ご登壇をお願いします。

（7番 永井孝佳 登壇）

○7番（永井孝佳） 永井と申します。よろしくお願いします。

本日は6項目について質問いたします。

1点目は、ヒトパピローマウイルスワクチンについてです。以降は、HPVと略称を用います。

午前中に伊藤春美議員のほうから、公的検診について、同じ題材で質問されていましたけれども、私はワクチンのほうについて質問させていただきます。

日本では、女性の2人に1人ががんにかかり、その中で予防可能ながんの一つである子宮頸がんは、毎年約1万1,000人が発症し、約3,000人が命を落としています。主な原因であるHPV感染は、性交渉経験者の大半が一生に一度は感染するとされ、20代から増加し、40代でピークを迎えます。妊娠・出産期と重なるため、人生設計に大きな影響を及ぼします。

感染予防に有効なHPVワクチンは、小学6年生から高校1年生の女子が定期接種の対象になります。しかし、2013年の開始直後に副反応の報告とセンセーショナルな報道もあり、積極的勧奨が約9年間中止されました。その結果、接種率は全国で1%未満にまで低下しました。2020年春、安全性と有効性が確認され、積極的勧奨は再開されましたが、再開を知らない対象者や保護者が多く、接種率はなかなか上がってこないと聞いております。

WHOは接種率の目標を90%としていますが、日本の定期接種対象者の接種率は22%にとどまり、大きな差があります。

そこで、最初の質問です。旭市内における定期接種対象者、キャッチアップ接種対象者の接種状況をお伺いします。

2点目は、職員採用についてお伺いいたします。

この質問をしようと思ったのは、少子化問題に大学進学率の上昇が関係していると考えるからです。

子どもを持たない理由の一つに、子育てにはお金がかかるというものがありますが、その中でも最も大きな支出は大学時代の費用です。授業料は年間100万円以上、さらに月10万円程度の仕送りが必要となり、それでも足りずに奨学金を借りるケースも少なくありません。例えば、子ども2人が同時に大学に進学すれば、学費と仕送りで年間500万円程度が必要になります。こうした負担を考えると、子どもは持たない、もしくは1人でいいとか、そういうふうな判断につながりかねません。

大学卒業時には、平均で約300万円の奨学金、言わば借金を抱えて社会人生活をスタートすることになります。多くの人は、卒業後15年前後かけて返済しており、22歳で就職した場合は30代半ばまで続く計算です。奨学金を借りている同士で結婚すれば、世帯としてマイナス600万円からスタートとなります。大都市圏で高収入の職に就ければまだしも、地方の初任給20万円程度の職場では、結婚や子育てに踏み出しにくい現実があります。

私は、一部の専門分野を志す方や、一流大学に進学できる学力を持つ方以外は無理に大学進学を選ばなくともよい社会の在り方を考える必要があると考えています。

そこで質問です。市の職員採用において高卒と大卒、すなわち初級と上級で給与、昇進、待遇、その他にどのような差があるのか、お伺いいたします。

3点目は、職員給与についてお伺いします。

このテーマは、先ほど申し上げた少子化問題や結婚しない問題の背景とつながっており、それらを改善するための提案の一つです。

日本は長らく、年功序列の給与体系が主流であり、そのため、若い時期の給与は抑えられてきました。近年、民間企業では能力給や成果給の導入が広がっていますが、公務員の場合評価が難しく、若年層の給与が急激に上がることはあまりないと考えられます。

そこで、最初の質問です。

若い職員と年配の職員では給与にどのくらいの違いがあるのか。傾向が分かるような適当な年代をピックアップしてご説明をいただけますでしょうか。

4点目、いいおかみなど公園の遊具について。

いいおかみなど公園の遊具が、少し前は一部使えない状態だったんですけども、ちょっと前に全面封鎖になってしまって、子どもたちの遊び場がなくなっている状況です。

この間、小学5年生の男の子が私のところに来て、おじちゃん、早く直せと、お前議員だろと言われまして、農水産課に相談したんですけども、まだまだなかなか難しいという回答をいただきました。

その後も、会うたび、会うたび、その子にまだかまだかと言われるので、ぜひ今の状況、使用禁止になっている現状についてご説明をお願いしたいと思います。

5点目は、ふるさと納税についてです。

ふるさと納税は、縁もゆかりもないところに寄附をすると3割程度の返礼品が届くという、とても変な制度なんすけれども、その場合は、税金の使い道も指定できる。しかし、自分の住んでいるところにはそういうものができないのかという市民からの問合せがありまして、今回質問させていただきます。

ふるさと納税について、市民は旭市に寄附できるのか。できる場合の手続方法と市外の寄附者との違いを教えてください。

6点目は、生活保護についてお伺いします。

生活保護制度は、憲法第25条に基づき、全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するための最後のセーフティネットです。しかし、現状では、制度を利用すべき人の多くが申請に至っていないケースもあります。調査によれば、生活保護が必要と推計される人の中、実際に受給しているのは2割にも満たないとの報告もあります。その背景には、制度や申請方法を知らない情報不足、申請をためらわせる偏見、窓口対応や手續の複雑さ、さらには、まだ自分は大丈夫という心理的ハードルなど、複合的な要因があると考えられます。

そこで、最初の質問です。

令和7年4月現在の全国、千葉県、旭市の生活保護の受給率の状況をお伺いします。

以上になります。よろしくお願ひいたします。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員の一般質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 私からは、質問事項の1、ヒトパピローマウイルスワクチンについての（1）について、定期接種対象者、キャッチアップ接種対象者の接種状況をお答えいたします。

令和6年度、中学1年生から高校1年生相当の定期接種対象者987名のうち、HPVワクチンを令和7年3月末までに一度でも接種を受けた方は332名で、接種率は33.6%となっております。

また、令和4年度から令和6年度までの期間に公費で接種できるキャッチアップ接種対象者については、対象者2,855名のうち、令和7年3月末までに一度でも接種を受けた方は1,210名で、接種率は42.4%となっております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） 総務課から、2項目めの職員採用についてお答えいたします。

まず、初級と上級の募集枠の考え方についてですが、初級は18歳から21歳まで、上級は22歳から35歳まで受験可能なため、年齢要件の幅に大きな差があって対象人数が異なりますので、多様な人材確保の観点からも、初級に比べて上級における募集枠が多くなる傾向にあります。

採用試験においては、初級職は高校卒業程度、上級職は大学卒業程度と、教養試験における難易度が異なります。

初級と上級における待遇等の違いにつきましては、初級、上級のいずれも1級主事としての採用となりまして、前職歴の加算がないとした場合の初任給は、初級が19万4,500円、上級が22万5,600円となります。

昇格につきましては、3級職、副主査級までは昇格に必要な在級年数に差があるため、同じ年齢の職員で比較しますと、初級よりも上級の職員が数年早く昇格する形になります。4級職、主査級以上においては、初級と上級における昇格等に関する基準はございません。

続きまして、3項目めの職員給与についてお答えいたします。

25歳と60歳の年額の平均給与について、令和4年度から令和6年度までの過去3年間の平均で申し上げます。給料と諸手当を含めた平均年収額になりますが、25歳の職員で平均約394万円、60歳の職員で平均約705万円となっております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、大きな項目の4、いいおかみなど公園の遊具についてお答えをいたします。

いいおかみなど公園及び遊具につきましては、千葉県が設置し、市との管理協定により、日常の管理や軽微な修繕は市が行っております。また、遊具については毎年、県と市による合同点検を行っております。

ご指摘の船形遊具は、現在、階段や床などに腐食が見られ、安全な利用が担保できないこ

とから、全面使用禁止しております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私のほうからは、大きな5点目、ふるさと納税について、市民は旭市に寄附できるのか、また、できる場合の手続と市外の寄附者との違いというご質問に回答いたします。

ふるさと納税は誰でも行うことができ、住所要件はございません。手続方法としては、市内の方、市外の方ともインターネットのふるさと納税サイト、または市役所の窓口で申し込んでいただこととなります。市内寄附者の場合は返礼品がございませんので、この点のみが市外寄附者との違いとなります。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 私からは、6、生活保護について、（1）としまして、令和7年4月現在の全国、千葉県、旭市の生活保護の受給率の状況をお答えします。

厚生労働省が公表しております生活保護の被保護者調査、こちら令和7年4月分の概数となります。その結果に基づき、回答いたします。

まず、全国における被保護実人員は199万418人、保護率は16.1パーセントで、人口1,000人当たり16.1人の割合で生活保護を受給している状況です。

続いて、ちょっとこちら指定都市、それから中核市を除くんですけども、千葉県の状況でございます。千葉県全体としましては、被保護実人員数は5万4,249人、保護率は13.0パーセントで、人口1,000人当たり13人の割合で生活保護を受給しております状況です。

最後に、旭市における被保護実人員数は519人、保護率は8.6パーセント、人口1,000人当たり8.6人の割合で生活保護を受給している状況です。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 一般質問は途中ですが、2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時 5分

○副議長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、永井孝佳議員の一般質問を行います。

永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） では、引き続き再質問をさせていただきます。

旭市の定期接種対象者が33.6%、キャッチアップ接種対象者が42.4%ということで、全国平均より旭市はかなり高い接種率のようです。関係者のご尽力に感謝申し上げます。

H P Vワクチンは、子宮頸がんをはじめとするH P V関連疾患の発症を大幅に減らすことができる予防接種であり、最新の9価ワクチンでは、子宮頸がんの原因となるH P V型の9割を予防できるとされています。さらに、そのほか幾つかの病気の予防にも有効です。

子宮頸がんは初期症状がほとんどなく、進行すると子宮の摘出や命に関わる治療が必要となります。発症してからの治療よりも発症前の予防が極めて重要です。

WHOをはじめ世界120か国以上で公的接種が行われ、日本でも、厚生労働省が有効性が副反応リスクを明らかに上回ると結論づけています。副反応の多くは、注射部位の痛みや腫れ、軽い発熱など一時的なものであり、重篤な事例は極めてまれです。

定期接種は、高校1年生までが公費対象であり、期限を過ぎると自己負担となります。接種時期を逃さないことが重要であり、また、接種率の向上は、個人の健康のみならず社会全体の感染抑制にもつながります。

以上を踏まえ、H P Vワクチンは、将来がんや関連疾病を予防し、自分自身と周囲の人々を守るために有効かつ安全性の高い手段であり、若い世代での接種が特に効果的であると考えます。

そこで、再質問になります。ワクチンの接種率向上のために本市が取り組んでいることをお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 定期接種につきましては、小学校6年生から高校1年生相当の年齢の方が対象となっております。厚生労働省が示す標準的な接種時期である中学1年生の4月には、対象者全員に対して接種に必要な予診票と、H P Vワクチン接種の重要性や安全性について記載されているリーフレットを同封した個別通知を送付しております。

また、令和4年度から3年間にわたり実施されているキャッチアップ接種につきましては、開始当初の個別通知に加え、令和5年度、6年度においても、未接種者等に対して継続して

個別通知を実施しております。

さらに、定期接種、キャッチアップ接種のいずれにおきましても、接種期間の最終年度には一度も接種していない方に対して、再度勧奨の個別通知を行っております。併せて市のホームページやLINEで、ヒトパピローマウイルス感染症やワクチンに関する情報の周知に努めております。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 旭市ではとても念入りに周知をしていただいていると思っております。

中学1年生の4月に対象者へ予診票やリーフレット等の資料を個別送付していただいており、しっかりととした体制を整えていただいていることに感謝申し上げます。あとは、このHPVワクチンと子宮頸がんについて正しい知識と理解を持っていただければ、接種率はさらに向上すると考えます。

しかし、2013年のテレビ報道や新聞で、けいれんや歩行困難などの症状に苦しむ少女の映像が繰り返し放送されました。因果関係が未確定の症状もワクチン被害として広く認知され、社会的な不安が急速に拡大、その影響により、現在もワクチンに対して過剰な恐怖心や猜疑心を抱く保護者が存在することも事実です。

そこで、再々質問いたします。ワクチンの効果や副反応について、接種対象者及びその保護者に正しく理解していただくため、医師などの専門家による講演会を実施することはできないのか、お伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 現在、HPVワクチン接種に特化した講演会は実施しておりませんが、各中学校の総合学習や保健体育の授業時間を活用し、中学3年生を対象とした思春期講演会を開催しております。

この講演会では、ヒトパピローマウイルス感染症や子宮頸がんの現状について説明とともに、ワクチン接種の必要性についても取り上げております。講師は、市が雇用している助産師と市の保健師が担当しており、今年度は7月に市内全ての中学校で実施いたしました。

なお、保護者の参加については、各学校の判断により対応いただいております。

また、市といたしましても、接種率向上には保護者の理解が不可欠であると認識しております。そのため、保護者世代の方が受診されるがん検診の集団検診会場において、がん予防とHPVワクチンの接種に関するリーフレットを配布しております。

さらに、今後は会場内でデジタルサイネージ等を活用し一層の周知啓発を図ってまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ほかの自治体に比べてとてもよくやっていると思っております。中学3年生を対象とした思春期講演会で、HPVワクチンや子宮頸がんについて取り上げているということなんですねけれども、多岐にわたるテーマの中の一つになるのでちょっと薄まってしまうなという感じがします。

年間3,000人が命を落とし、1,000人が子宮摘出をするようなとても重大な病気にかかることがありますので、HPVワクチンを接種し、定期的な検診を受けることによってたくさんの命が救えます。

スウェーデンの研究結果なんですねけれども、非接種のグループは10万人当たり84人が発症しましたけれども、17歳未満に接種したグループでは10万人当たり4人が発症ということで、発症リスクが88%減少したという実験結果もあります。これは費用や時間には代えられませんので、ぜひHPVワクチン単独の講演会の検討をお願いしたいと思います。中学校5校で開催しても、10万円とか20万円とかそのぐらいの予算でできますので、ぜひぜひ予算をつけて、旭市の女性と未来の子どもたちを守っていただきたいと思います。これはもう黒柳課長と米本市長にかかっていると思いますので、ぜひぜひご検討をよろしくお願ひいたします。

では、2点目の職員採用についてお伺いいたします。

高卒と大卒の違いについて、先ほどご回答をいただきました。確かに幅広い人材を集めたいということで今のバランスになっていると思うんですけども、あとは大学で4年間学んだ知識や経験は高卒よりも優れた部分があると思います。しかし、18歳から現場で培ってきた経験も決して劣らない大きな力であると考えます。

そこで、再質問いたします。市職員における初級と上級の職員数の割合についてお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 令和7年4月1日現在の一般行政職における初級と上級の割合につきましてお答えいたします。

初級112人に対して上級236人、割合としましては、初級1に対して上級2.1となりま

す。なお、このほか合併前の採用におきまして中級での採用、いわゆる短大卒程度の職員が33人おります。

それと、採用においての初級と上級の割合、これも過去3年間の平均で申し上げますと、募集人数は初級3.3人に対して上級6.7人、割合として初級1に対して上級2という割合になります。

実際に採用した人数につきましては、初級4.7人に対して上級8人、割合としては初級1に対して上級1.7となっております。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳）　おおよそ1対2ぐらいな感じですかね、初級が1に対して上級が2みたいな感じで。採用するときもそのぐらいの感じで探っていると。

私も高卒であります。19.2秒、お見せする卒業証書も持っていません。

若い頃は、大卒者の論理的な思考力や多彩な交友関係に憧れていた時期もありました。しかし、年齢を重ねる中で、学歴は必ずしも決定的な要素ではないと感じています。行動力とコミュニケーション能力さえあれば十分に活躍できると考えております。

公務員には、知識や資格だけではなく、現場で培った経験や市民との信頼関係が不可欠です。机上の知識と現場感覚、この両輪があってこそ地域に根差した行政運営が可能になります。

そこで、再々質問いたします。入庁から10年後、20年後と年月を経たとき、初級と上級の間で能力や活躍に差は見られるのか、その辺のご見解をお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫）　再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　能力や活躍の差ということですが、所属や業務の違いのほか、職員それぞれの適性などによりまして一様に比較することは難しい面もありますが、初級採用の職員と上級採用の職員とで顕著な業務能力の差というものはないものと考えております。

また、初級、上級ともに、適切な時期にその職位に応じた研修を受けることで、初級、上級における知識や能力の均衡を図っているところでございます。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳）　確かにおっしゃるとおり、単純な比較はできないと思いますけれども、

私も高卒だからとか大卒だからといってそんなに能力の違いはないのではないか、それよりも適材適所というか、その方の持っている資質みたいなもののほうが大事なような気がしております。

一番最初にも申し上げましたが、大学進学率の上昇に伴い、家庭の教育費負担は年々増大しています。授業料や生活費に加え、多くの学生が奨学金を利用しておらず、その長期返済が結婚や子育ての大きな障壁となっているのが現状です。

さらに、大学進学で首都圏など市外に出た若者は、そのまま進学先で就職し、旭市に戻っていないケースが少なくはありません。これは地域の若者人口減少や地元産業の担い手不足にも直結する深刻な課題です。

こうした中で、高等学校卒業後に地元で安定した職に就くことができれば、若者の地元定着や早期の経済的自立を促し、結婚や子育ての後押しにもつながります。加えて、高卒採用者は、若いうちから現場経験を積み、地域の実情や市民の声を肌で感じながら成長できるという強みがあります。長期的に見れば、こうした人材は市政運営において大きな財産となります。そして、市が率先して高卒採用を拡充することは、民間企業に対しても地元で若者を育てるという方向性を示す先導的な役割を果たし、地域全体の雇用環境改善にもつながると考えます。

そこで、4回目の質問をいたします。市職員採用における高卒採用枠について、今後の拡充や採用人数の増加を検討してはどうかと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 高卒採用の枠につきましては、先ほどの回答とも重複しますが、採用における年齢要件において、上級のほうが対象年齢の幅が広いために、募集する割合としては上級が多くなる傾向にございます。

しかしながら、議員おっしゃるように、地元からの流出を防いで、優秀な人材を確保するといった観点からも、初級採用、いわゆる高卒採用についても、これまでどおり引き続き積極的に行っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） そういう考え方もあるということを勘案していただき、時代のニーズや必要な対策などを考えながら、これからも職員採用についてご検討いただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

続きまして、職員給与についてお伺いいたします。再質問になります。

25歳の年収が大体394万円、60歳で705万円ですか。若年層の給与、私が想像していたよりも低くはなかったんですけども、25歳で394万円、少なくはないけれども高くもないというような状態だと思います。

一方で、年配のベテラン職員については、民間企業と比較しても悪くはないのかなと、それなりにもらっているのかなという感覚を受けました。

また、若い職員の収入は、基本給だけではなく時間外勤務手当などを含めた総額で見なければ実態は分からぬと思います。残業時間は生活の安定やワーク・ライフ・バランスにも直結し、若手職員の定着やモチベーションにも影響を与える重要な要素です。

そこで、再質問いたします。市職員における20代職員の平均的な月間残業時間について教えていただけますでしょうか。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 令和6年度における20歳代の時間外勤務の時間数を申し上げますと、1人当たり年間で129時間、一月当たりにしますと10.8時間となります。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 月10時間だったら、めちゃめちゃ多いというわけではない。それで年収394万円なら妥当といえば妥当かもしれないんですけども。ちょっと自分、もっと安いのかなと思っていて、根底がちょっと覆ってしまったんですけども。

先ほどから申しておりますが、子どもを産まない、結婚しない理由の一つは、やはり経済的な要因であると考えます。もちろんより深刻な要因として、出会いの機会の減少やコンプライアンスの過度な厳格化もあると思いますが、これはまた別の機会に取り上げたいと思います。

若いうちにある程度の経済的余裕がなければ、結婚や出産に踏み切ることは難しく、結果として晩婚化や少子化の要因となります。昔は、もっとお金がなくとも結婚し子どもを育てたという声もあるかもしれません。しかし、現在は社会保障費の負担が増え、さらに個人主義の進行により親との同居が減少し、生活費は大幅に増加しています。加えて、この30年間で実質賃金はほとんど伸びず、その一方で物価は数十%上昇しています。こうした中で、民

間企業に勤める若い世代の中には副業によって収入を補っている人も少なくありません。

そこで、再質問いたします。市職員を含む公務員において副業は現在認められているか、その取扱いについてお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 市の職員、公務員には、地方公務員法に基づきまして職務専念義務が課されているため、原則的には副業というか兼業は禁止されておりますが、任命権者の許可を得ることで兼業できる場合がございます。

許可要件としましては、職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと、兼業先と利益相反が生じるおそれのことなどが挙げられております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 一部の例外を除けば、基本公務員は副業は禁止ということだと思うんですね。副業も認められていない。給与水準も決して高くない。さらに奨学金の返済も抱えている。こうした状況では、格好いい車を買い、パートナーと出会い、結婚し、子どもを育て、家を建て、子どもを大学に進学させるという、かつては多くの人が歩んできたライフサイクルが、今や無理ゲーと言っても過言ではありません。

もちろん全員が同じ人生設計を選ぶ必要はありませんが、望めば結婚し、子育てができる、それだけの経済的、社会的環境は行政として目指すべきだと考えます。しかし、現実には、この30年間で実質賃金はほとんど伸びず、物価や社会保障負担は上昇し、生活の余裕はむしろ減っています。若い世代が結婚や出産をためらう背景には、この経済的な不安定さが大きく影響します。

実際、北海道のある自治体では、若手職員の初任給や20代給与を引き上げ、管理職手前の給与カーブを緩やかにする制度改正を行った結果、採用倍率の上昇、若手定着率の改善が報告されています。

また、北欧諸国の一自治体なんですが、生涯賃金総額を変えずに、若年期の給与を厚く分配する仕組みを導入し、若年層の結婚率や出生率の改善につながった事例もあります。

そこで、4回目の質問です。生涯賃金の総額は変えずに、若い時期の給料を引き上げ、晩年の給与を一定程度抑える、見直すことで、結婚率や出生率の向上につながる可能性がある

と考えますが、市としてのご見解をお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 市職員の給与改定につきましては、原則的に人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を基に行っております。

この人事院勧告などにつきまして、最近は特に初任給の大幅な引き上げや若年層に重点を置いた給与改定となっておりまして、主事、副主査級などといった若年層における給料の改定率が高く、逆に管理職の改定率は低くなっている傾向にございます。また、55歳以上の職員は原則として昇給停止となっており、このようなことから、若手職員における給与面の待遇は向上している状況にあると思われます。

また、適切な人事考課を行うことで、これらの結果を昇格や給与に反映をしているところでございます。

現在、地方自治体においても人材獲得や若手職員の離職は大きな課題となっております。若手職員の待遇の改善や向上を図ることは、これらの課題解決に効果的であると思いますので、国や県の動向を注視しながら、適切に取り組んでまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 既に若い人を上げて、55歳以上を抑えると、そういう流れに沿ってやつていただけているということで承知いたしました。引き続き、時代の流れに乗った政策を希望します。よろしくお願ひいたします。

では、次のコンテンツにいきます。いいおかみなど公園の遊具についてということで、今は全面的に使えなくなっているということです。

これ、いつ頃修理を行う予定か、また修理に幾らぐらいかかるのかとか、また同規模なものを新たに設置する場合は幾らぐらいかかるとか、その辺の情報をお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 船形遊具につきましては、県と今後の対応について協議を行っております。その結果、今年度に撤去をして、新たに小規模な遊具を設置することで調整をしております。

同規模なものを新たに設置する場合の費用ですが、2億円程度かかると聞いており

ます。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 2億円、豪邸が建つ感じですね。新たに同じようなものを建てるというのは現実的ではないのかなと思いました。では、修理はせずに壊して、新しい小規模なもの設置していこうという考えが県にあるということなんですね。分かりました。

再々質問です。ちょっと今まで、滑り台とかは壊れていないので、それだけ使えるようになっていたと思うんです。

それで、木の部分とかがちょっと朽ちていて危ないと思うんですけども、そこだけ囲って滑り台のほうとかだけ使うというわけにはいかないんでしょうか。子どもが今、何も遊具がなくてすごく残念な顔をしているので、一部危険がなければ使える場所がないのかなということでお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 今回の不具合につきましては、階段や床といった主要な構造部に係るものでありますので、利用者の安全を第一に考えますと、一部の利用は難しいものと考えております。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 分かりました。安全が第一ですからね。

これは県の持ち物ということで、大規模な改修をする場合は県がやるということなんですが、そこをちょっとゆがめて、市がちょっとだけ直すとかそういうわけにはいかないんでしょうかね。ずっとあの場所に遊具がないというのも寂しいので、市がちょっとだけ直して危険ではない状態にすることは不可能なんでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 船形遊具は平成12年に供用を開始し、既に25年が経過しております。近年は、老朽化から点検による不具合が度々見つかり、その都度修理を行ってまいりました。今回の不具合につきましては、主要な構造部に係るものでありますので、部分的な修理で対応することはできないものと考えております。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 承知しました。残念ですけれども、安全を考えるとちょっと難しいとい

うことで、県がどういう対応をするか、今後注視していきたいと思います。

また、海業なんかもありますので、あのエリアはまたこれから変化し続けていくと思います。あそこが観光客にとっても、地元の方にとっても憩いの場になるように、今後もご尽力をお願いします。

では続きまして、ふるさと納税についてですけれども、旭市民もふるさと納税ができると。やり方としては、そういうポータルサイトからの場合と、企画政策課の窓口で案内をいただけるということだったと思うんですけども、返礼品はもらえないけれども、そのほかは市外の方と一緒にということでした。

ということは、どういうことなんですかね。旭市にふるさと納税をする、寄附をする、そうするとその分が控除される。だから、税金がふるさと納税に変わっただけで、特に何も変わらないような気もするんですけども、その辺はちょっと謎なんですけれども。

再質問ですけれども、ふるさと納税による住民税の減収については地方交付税措置があると思うんですけども、旭市民が旭市にふるさと納税をした場合は、地方交付税額に影響はあるかないかを教えてください。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） ふるさと納税制度により減収となる市民税につきましては、地方交付税により国が補填することとなっております。補填額は、旭市民が行った寄附の税額控除額により算出されますので、市民がどこの自治体に寄附をしても税額控除を受けることができるため、交付税算定には影響はございません。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 自分で質問していても何の質問なのかちょっと分からなくなってきたしまったんですけども、旭市にふるさと納税をすると住民税が控除されると。でも、ふるさと納税のほうに寄附が行くということですよね。それで、特に、場所が移動するだけで税額の総額はそんなに変わらないのかなと思っております。

ということは、何が変わるかというと、ふるさと納税の寄附者は使い道を指定できるというのが唯一、これで意味があることなのかなと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。ふるさと納税の使い道を選べるかどうか、指定できるかどうかというところを教えてください。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 寄附の使い道ですけれども、旭市では六つに分類をしております。1、産業の振興、2、健康福祉の充実、3、教育の充実、4、生活基盤の整備、5、安全安心なまちづくり、6、市長にお任せとなっておりまして、これら六つの中から使い道を選んでいただいております。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 今回なぜこの質問をしたかというと、市民の方から、七夕市民まつりがすごく縮小してしまって悲しいという意見をいただいて、ふるさと納税とか旭市民として七夕まつりに寄附できないのかなというご意見をいただきました。

それで、ちょっと七夕と話がずれてしまうんですけれども、今年、物価高騰とか人件費が高騰して、ステージショーで子どもたちのヒーローショーとかプリキュアショーとか、あれが二つとも削られた。あとは、飾りつけコンテストもなくなってしまった。そういう規模縮小の悲しい状態になってしまったんですね。

市民の方が、ふるさと納税とかを使ってもっと盛り上げられないのかなということで、今回質問をさせていただきました。

寄附の使い道について大きく六つに分類されているんですけども、特定の事業を指定して寄附することはできるんでしょうか。その場合、事業費を増やすことは可能なんでしょうか。例えばちょっとざっくりですけれども、七夕まつりに100万円ふるさと納税しますといったときに、それで七夕事業費が増える、増減するのかどうか、その辺を教えてください。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 寄附金につきましては、その全額を旭市ふるさと応援基金に積み立てまして、翌年度以降に、それぞれご指定いただいた分野の事業に活用させていただいているります。

特定の事業への寄附につきましては、既存の事業であればご指定いただくことは可能です。事業費につきましては、その事業の目的、趣旨、経緯、効果などを踏まえて予算編成をしておりますので、ふるさと納税による事業費の上乗せにつきましては、現状、難しいものと考えております。

ふるさと納税は、市の貴重な自主財源となるものです。寄附者の意向に沿った事業への財源充当状況をホームページなどで周知するとともに、継続的な寄附につながるよう、SNS

などを活用した情報発信にも注力し、寄附の拡大を目指していきたいと思います。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 分かりました。充当はされるけれども、それによって増額がされることはないという感じで承知いたしました。

それをやっていたら多分予算なんて組めませんから、多分難しいんだなと自分も思っていましたけれども、ただ、それだけその事業に対する熱い思いがあるんだよという民意的なものは示されるのかなと思いますので、もしそういう事案がありましたら、そういうのも酌み取っていただき、予算編成の一つの材料にしていただければと思います。

次にいきます。生活保護についてです。

全国の生活保護率は16.1パーセント。パーセントってあまり聞いたことないですけれども、1,000分の1ということですかね。すなわち人口1,000人当たり16.1人です。

ちょっとパーセントは分かりにくいので、割合で直すと、全国は1.61%、千葉県は1.3%、そして旭市は0.86%となります。旭市の場合100人に1人もいない状態で、これがいいのか悪いのか判断がちょっと難しいんですけども。

この旭市の保護率の低さは、必ずしも困窮者が少ないことを意味するものではないのかなと感じております。むしろ生活保護受給対象となる可能性がある方が制度を利用できていない、いわゆる受給漏れが生じている可能性があります。もしそうであれば、本来必要な人にセーフティネットが行き渡っていないという課題になると思います。

そこで、再質問いたします。旭市における生活保護受給者の年代別人数について教えていただけますでしょうか。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 令和7年4月現在の旭市の生活保護の人員数が519人ですが、そちらの年齢階層別の内訳をお答えします。

四つの区分で申し上げます。1番としてゼロ歳から14歳までが6人、割合としては全体の1.2%になります。

続いて、二つ目として、15歳から64歳までが185人で全体の35.6%。こちら、いわゆる生産年齢人口という捉え方になります。

それから、三つ目としまして、65歳から74歳までが131人で全体の25.2%。

それから、四つ目としまして、こちら75歳以上の方ですけれども、こちらが197人で全体の38%となります。

傾向としまして、65歳以上の高齢者の方が全体の63.2%を占め、やはり高齢者の割合が高い状況でございます。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ありがとうございます。まず、誤解してほしくないところですけれども、生活保護をもっと簡単に出せとかそういうわけではないので、そこだけは誤解なきようお願ひします。

今みたいに、ちゃんとしっかりと不正受給とかを防ぐ体制というのはとてもすばらしいと思っていますので、その辺はしっかりとブロックしてもらって、外国から来てすぐ生活保護を受給しようとか、そういうものはしっかりと窓口で防いでいただきたいと思います。

今回言っているのは、ご高齢の方とかでとても困窮している方がもしいたら、ぜひぜひそこは生活保護を受けやすくしていただきたいというのが趣旨でございます。

旭市の生活保護受給者は、高齢者の割合が63.2%と非常に高く、この世代にはさらに多くの潜在的な困窮世帯が存在するのではないかと考えています。実際、私の周りにも、年金が2か月で10万円以下、つまり月額5万円程度で生活している高齢者もおられます。財産状況や家族関係など詳細をお聞きしていないので生活保護の対象になるかは断定できませんけれども、日々の暮らしは極めて質素で、まさにぎりぎりの生活をしているという状況です。

そこで、再々質問いたします。このように、年金月額が5万円程度で生活している高齢者の場合、生活保護の対象となる可能性はあるのか。また、もし該当する場合には、旭市における単身高齢者世帯の支給額の目安というか、これぐらいかなという参考がありましたらお示しください。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 一般的に、生活保護が必要であるかどうかにつきましては、世帯の給与や年金などの収入状況、貯金や不動産等の資産状況、それから扶養義務者からの援助状況などを勘案し、必要とする医療や介護サービスの状況などから総合的に判断いたします。

国基準によります当該世帯に必要な最低生活費の月額と、世帯全員の収入の月額の合計を

比較しまして、最低生活費を下回る場合、不足する部分を補うために生活保護が適用となります。

ここからが本題でございますが、仮に、現在、月額5万円の年金を受給し、家賃が3万7,000円のアパートで独り暮らしをしている75歳の方が生活保護の制度を利用している場合、そのほかの事情を考慮せず試算しますと、世帯の1か月の最低生活費は、生活扶助としまして6万3,890円、それから住宅扶助として3万7,000円、これはアパート家賃ですけれども、それらを足しまして合計月額としまして10万890円となります。

一方、収入につきましては、年金の月額が5万円ですので、最低生活費を下回る差額の5万890円が生活保護費の月額として支給されます。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 年金をもらっていると、なかなか生活保護をもらえないのかなと思ってしまっている方も結構いらっしゃるみたいなので、今回、しっかりとここでお示しいただけたのはありがとうございます。

生活保護って難しくて、相手が困窮しているなと思っても、生活保護どうですかとお勧めしづらいんですよね。だから、何が大事かというと、その方が生活保護をもらってみようかなとか、相談してみようかなと思っていただけることが大事で、そうしないとやっぱり財産状況とか、あとは資産状況とか、資産も財産も一緒ですね。あとは家族構成とか、そういうのもありますので、その方たちにぜひぜひ周知をお願いしたいと思うんですね。こういう場合はもらえるよというのが、あとはもらうのは当然の権利だよという土壌も含め、いろいろ発信をしていっていただきたいと思います。

制度の正しい理解を広げ、必要な人に確実に支援が届くようにするために、周知やアートリーチ、この場合だと訪問とか相談支援などの積極的な働きかけが不可欠です。

そこで、お伺いいたします。本市において、生活保護制度が必要でありながら利用に至っていない世帯を減らすための制度周知やアプローチは十分であるとお考えでしょうか。現状の取り組みと今後の改善方針について、市のご見解をお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 周知、アプローチのほうは十分であるかということで、市の見解ということでご質問いただきました。

まず、周知につきましてですが、制度の概要や窓口担当の案内につきまして、市ホームページや広報などで行っております。

次に、生活保護制度利用のアプローチということにつきまして、直接生活に困窮する方が市社会福祉課窓口へ相談に来ていただくケースが最も多い状況にあります。そのほか地区の民生委員、それから生活困窮者自立支援事業等を行っております社会福祉協議会や、福祉の総合相談を行う海匝ネットワーク、あと各地域にもありますが、地域包括支援センターなどの関係機関、市内の施設や病院などからの連絡や勧奨、市役所内関係課との連携により保護の相談や申請に至るケースが多くございます。

なお、心身の状況やそれぞれのご事情によりまして市役所窓口に來るのが難しい場合には、こちらの市職員が直接自宅や病院へ出向いて、相談や申請も受け付けてございます。

生活保護制度は、生活に困窮する方の申請に基づき保護の開始決定を行うことが原則となっております。しかしながら、市としましては、真に、議員おっしゃるように、保護が必要な方に対して、速やかに適切な保護を実施すべきと考えておりますので、今後より一層、関係機関や民生委員、それから市役所内各関係課などと緊密な連携を図りまして、生活に困窮する方の発見等に努め、必要な支援につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 不正受給とかは確かにあるんですけども、それは本当にごく一部、生活保護というのは別に恥ずかしいことでもないですし、皆さん当然の権利ですので、ちゃんともらうべき人はもらえるような体制を、課長、今すごく力強いメッセージをいただきまして、今後もご尽力をお願いいたします。ありがとうございました。

○副議長（片桐文夫） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 藤 房 代

○副議長（片桐文夫） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇お願ひいたします。

（16番 伊藤房代 登壇）

○16番（伊藤房代） 議席番号16番、公明党、伊藤房代でございます。令和7年第3回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は大きく分けて3点の質問をさせていただきます。

1点目、投票率向上について、2点目、熱中症対策について、3点目、高齢ドライバーの安全対策についての3点の質問をさせていただきます。

まず1点目、投票率向上について質問いたします。

(1) 投票率を上げるための取り組みについてお伺いいたします。

7月20日日曜日に旭市長選挙と参議院議員通常選挙が同日に行われましたが、市では投票率を上げるための取り組みについてどのような取り組みをされたのか、お伺いいたします。

(2) 期日前投票所の現在の開設状況についてお伺いいたします。

7月20日日曜日に旭市長選挙と参議院議員通常選挙が同日に行われましたが、期日前投票所の現在の開設状況についてお伺いいたします。

2点目、熱中症対策について。

(1) 小・中学校へのエアコン設置についてお伺いいたします。

学校の体育館は、子どもたちの教育の場であり、災害時には地域の避難所としても重要な役割を担っています。児童・生徒に加えて避難者も安心して過ごせるようになりますが大事です。近年は、全国的に猛暑日が増えており、命と健康を守るためにも早急に学校の体育館への空調整備（エアコンの設置）が必要と考えます。今後の計画についてお伺いいたします。

2点目の（2）高齢者世帯や障害者世帯がエアコンの新規購入や故障による買換えに対し、市では補助はあるのか、お伺いいたします。

東京都は熱中症対策として、65歳以上の高齢者、障害者を対象にエアコン購入費を最大8万円補助します。さらに、東京ゼロエミポイントで1万円分も支援、令和7年8月30日から令和8年3月31日まで実施とあります。旭市でも、高齢者世帯や障害者世帯がエアコンの新規購入や故障による買換えに対し補助はあるのか、質問いたします。

(3) 非課税世帯に対してエアコン購入費への補助はあるのか、お伺いいたします。

江東区では今年度、65歳以上の非課税世帯を対象に助成額10万円とし、事業を開始とあります。旭市では、非課税世帯に対してエアコン購入費への補助はあるのか、質問いたします。

3点目、高齢者ドライバーの安全対策について。

(1) 高齢ドライバーの安全運転を支援する後付け踏み間違い防止装置設置への補助はできないか、お伺いいたします。

高齢化社会における交通安全の喫緊の課題は、ペダル踏み間違い事故の深刻性です。日本の社会は、世界でも類を見ない速度で超高齢化社会へと移行しており、自動車交通の安全をどう確保するかは喫緊の社会的問題です。特に高齢ドライバーの増加は、ペダルの踏み間違

いによる重大事故の頻発という形で顕在化しており、もはや個人や家庭の問題にとどまらず、社会全体で解決すべき公衆衛生上の問題となっています。

事故統計から見るペダル踏み間違い事故の実態、警察庁交通局運転免許課が発行する運転免許統計（令和6年版）によると、令和6年末時点の四輪運転免許保有者数8,074万6,536人のうち、65歳以上の保有者数は1,977万4,634人に達しております、これは全体の約24.5%を占めます。また、65歳以上の高齢四輪免許保有者数は、過去10年間で約2倍に増加しております、今後もさらなる増加が見込まれています。

事故件数と発生率の異常性、年間のペダル踏み間違い事故は約6,000件から7,000件に上り、これは全交通事故の1%に相当します。全事故件数が減少傾向にある中でペダル踏み間違い事故は微増傾向にあり、相対的な割合は増加の一途をたどっています。これは、今後も高齢化が進む中でこの問題が重大化する可能性を強く示唆するものです。

被害の甚大さ、ペダル踏み間違い事故における運転者の死亡率は、他の一般的な交通事故に比べて10倍以上も高いことが分かっています。この事実は、踏み間違い事故は単なる操作ミスではなく、生命に関わる極めて危険な事故であることを明確に示しています。旭市でも、ぜひ高齢ドライバーの安全運転を支援する後付け踏み間違い防止装置設置への補助はできないか、質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（片桐文夫）　伊藤房代議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後　稔）　総務課からは、1項目めの投票率向上についてお答えいたします。

まず、（1）投票率を上げるための取り組みについてですが、民主主義の基本は市民の意思を政治に反映することであり、民意を正しく反映させるために、選挙での多くの投票、投票率の維持が大切であると考えております。

平成28年の総務省の調査で、子どもの頃に親が行く投票に付き添ったことがある有権者は選挙への関心が高く、投票に行く傾向が強いことが示されていることから、本年3月の千葉県知事選挙から新たな選挙啓発として、親子で一緒に投票所を訪れてもらえるよう、千葉県選挙管理委員会とともに子ども向けの啓発物資を配布しております。

今回の選挙では、記念証、塗り絵つき折り紙、ラムネ菓子を親子で投票所に訪れたお子様に配布をしたところでございます。

こういった取り組みや、これまで実施しています高校生向けの主権者教育などを継続して

いくことで、正しく選挙を理解し、若者に政治に関心を持っていただくよう努め、投票率の向上に結びつけていきたいと考えております。

今後も、投票率の向上に対し効果的な改善策について、千葉県選挙管理委員会や近隣市の選挙管理委員会からも情報収集し、研究をしてまいります。

続きまして、（2）の期日前投票所の現在の開設状況についてお答えします。

現在、各選挙では、旭市役所、海上公民館、旭市保健センター、ひかた市民センターの4か所を期日前投票所として開設をしております。

旭市役所は、全ての選挙で公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日まで開設し、市役所以外の期日前投票所は、選挙期日の6日前から開設をしております。開設時間は、全ての投票所で午前8時30分から午後8時までとしています。

今回の選挙では、7月4日から19日までの16日間を市役所で開設し、その他の3か所は7月14日から19日まで6日間開設したところでございます。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 私からは、2項目めの熱中症対策についての（1）小・中学校へのエアコン設置について、今後の予定について回答いたします。

市内小・中学校のうち、中学校の体育館への空調設備の設置につきましては、先行して設計業務を進め、早ければ令和8年度中に設置したいと考えております。これに伴いまして、中学校の設計業務委託の補正予算を本定例会に上程したところでございます。

小学校の体育館のうち、ひかた椿小学校につきましては、令和9年4月の開校に向けた大規模改造工事に併せて、中学校と同様に令和8年度中には空調設備を設置する予定でございます。そのほかの小学校につきましても、積極的に検討してまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 2の（2）高齢者世帯などへのエアコン購入補助についてお答えいたします。

本市では現在、エアコンの新規購入に対しても、故障による買換えに対しましても、高齢者世帯、障害者世帯ともに補助する制度はございません。

高齢者世帯や障害者世帯へエアコンの新規購入や故障による買換えに対して補助している自治体は、全国でも数団体で、県内でも該当がないといった状況であります。

今後につきましては、国や県、他の自治体の動向を注視してまいります。

なお、独居高齢者や高齢者のみの世帯などの熱中症対策としまして、事業所への注意喚起のほか、地域包括支援センターの見守り活動の中で、熱中症の声かけや啓発グッズの配布などを行うなどして周知を行っております。引き続き、それら熱中症予防行動の呼びかけを継続してまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　私は、2の（3）非課税世帯に対してエアコン購入費への補助はということでお答えします。

一律に非課税世帯を対象としましたエアコン購入費の補助はございません。

なお、低所得者を支援する制度としましては、生活保護制度の中で保護開始後最初の夏を迎えるに当たり、冷房器具の持ち合わせがなく熱中症予防が必要とされる方が世帯にいる場合、冷房器具購入費用について一定額を支援することができます。

以上です。

○副議長（片桐文夫）　市民生活課長。

○市民生活課長（斎藤邦博）　ご質問の3番、高齢ドライバーの安全対策について、後付け踏み間違い防止装置への補助について回答いたします。

統計によると、ペダルの踏み間違いを原因とした事故は毎日10件ほど発生しており、運転者の年齢層にかかわらず発生しておりますが、死亡や重傷に至る事故は高齢者が圧倒的に多くなるとのことです。

踏み間違い防止装置は、高齢者によるアクセルとブレーキの踏み間違い事故の防止に一定の効果を発揮するものと認識されており、令和10年9月以降の新型乗用車には搭載が義務づけられることとなりました。

後付け防止装置の取付けに係る費用の補助につきましては、現在のところ、千葉県内では銚子市のみが行っているほか、茨城県守谷市やつくばみらい市などが実施していると聞いております。

費用の補助につきましては、実施中の自治体の補助実績を基に必要性を検討したいと考えております。

○副議長（片桐文夫）　一般質問は途中ですが、午後3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 2分

再開 午後 3時15分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊藤房代議員の一般質問を行います。

伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） それでは、何点か再質問させていただきます。

1点目の投票率向上についての（1）投票率を上げるための取り組みについての再質問をさせていただきます。

投票日に投票できない人は、期日前投票に行くとき、投票所の入場券（宣誓書）を持って先に参議院議員選挙の投票した場合、次の旭市長選挙で期日前投票に行く場合、入場券がないので混乱はなかったのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 今回の二つの選挙では、二つの選挙の告示日、公示日が制度上10日間ほどずれがありましたので期日前投票できる期間も異なっておりました。参議院選挙が選挙日前日までの16日間、市長選挙が選挙日前日までの6日間と期日前投票の期間が異なることから、先に参議院議員選挙のみ期日前投票に行って、入場整理券裏面の宣誓書を提出すると、手元には市長選挙のための入場券がなくなってしまうということとなっていました。

こういった場合には、再度、市長選挙のみ投票するために期日前投票期間に投票所を訪れた際には、投票所に備え置いた宣誓書、こちらに記入していただいて提出いただくことで、市長選挙の投票をしていただく形になりました。

また、期日前で参議院選挙のみ投票して、市長選挙については投票日当日に投票所を訪れていただいた場合には、やはり入場券がなくても、本人確認を行った上で市長選挙のみ投票していただいた方もいらっしゃいます。

これらの件については市民からお問い合わせいただくことはありましたが、特段課題となるような事象は発生しておりません。

また、選挙管理委員会としましても、あらかじめこの対応方法を検討し、選挙事務従事者へ運用を周知徹底することで、投票所においても運営上の混乱はなかったものと考えております。

ます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございます。

それでは、（1）の投票率を上げるための取り組みについての3回目の質問をさせていただきます。

今回、参議院議員通常選挙での投票率は55.36%、旭市長選挙では投票率が54.19%だったのは、参議院議員通常選挙と旭市長選挙の2回、期日前投票へ行く人への周知が足りなかつたということはないのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 期日前投票期間の違いについての周知としましては、各世帯にお送りする投票所入場整理券に、選挙ごとに投票できる期間が異なることの説明を掲載しまして、その内容を強調するなど、分かりやすくご案内することに努めたところでございます。

また、期日前投票所内にも投票期間の違いを掲示するほか、広報紙やホームページ、防災行政無線などにおいても、可能な限り分かりやすい案内に努力したところでございます。

この投票率の違いにつきましては、二つの選挙での当日有権者数に差があることなども起因しておりますが、全てが周知不足に起因するものとは考えておりませんが、投票所において選挙人から説明を求められることもありましたので、日頃から、選挙種別における期日前投票の期間の違い等について周知できるよう工夫してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） どうもありがとうございました。

それでは、1点目、投票率向上についての（2）の期日前投票所の現在の開設状況についてのご回答、ありがとうございました。

今、いろいろな自治体で投票率を上げるための工夫として、有権者の来場を待つ投票所から、有権者がいるところに出向く投票所という発想の転換が投票率向上につながる考え方です。

例えばイオンタウン旭や旭農業高校、また東総高校などでも期日前投票所が設置できたら投票率がかなり向上するのではないかと考えますが、いかがでしょうか。期日前投票所の設置箇所を増やす考えはないか、質問いたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 期日前投票所の設置につきましては、二重投票防止のため、投票管理システムと通信安全性の高い回線の確保が必要不可欠となります。技術的には、これらの要件を満たせば、イオンタウン旭や市内の高等学校に期日前投票所を設置することは可能であると考えております。

しかしながら、現在、市には四つの期日前投票所を設置しておりますので、投票所の数としては充足しているものと考えております。

また、新たに増設することとなれば、投票立会人、選挙事務従事者の確保のほか、ほかの投票所との配置バランスなどを含めて十分な検討が必要であると思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

期日前投票所の増設の課題や制約につきましては簡単に解決できないものもございますが、先進的な取り組みに関しましては従前から情報収集に努めておりますので、必要に応じて新たな取り組みを速やかに導入できるよう、継続して研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） よろしくお願ひいたします。

それでは、2点目の熱中症対策についての（1）今後、小学校へのエアコン設置についての具体的な計画についてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 小学校体育館へのエアコンの設置につきましては、まずは統合を控えましたひかた椿小学校への設置を進めまして、市内のほかの小学校につきましても、学校再編の進捗状況を見極めながら、積極的に設置できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひ検討をお願いできればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、3点目の高齢ドライバーの安全対策についての再質問をさせていただきます。

先ほど、必要性を検討しているというようなご回答いただきましたんすけれども、現在、高齢者にとって自動車の運転能力は、買物、通院、地域コミュニティへの参加、そして社会孤独を防ぐ上で不可欠な要素であり、運転寿命の延命は高齢者のクオリティー・オブ・ライフ、生活の質を維持する上で極めて重要な社会インフラの一部となっています。ぜひ一日も早く、高齢ドライバーの安全運転を支援する後付け踏み間違い防止装置設置への補助はできないか、再度お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 今後、補助制度のある自治体の実施状況について情報収集に努めまして、検討してまいります。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） 最後に、市長にお伺いいたします。この後付け踏み間違い防止装置設置への補助は、ご検討のほうはいかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） ご質問いただきまして、大変ありがとうございます。

先ほどの課長の答弁と重なりますけれども、費用の補助につきましては、実施中の自治体の補助実績などを基に必要性を今後検討してまいりたいと考えております。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひ検討していただいて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤房代議員は自席へお戻りください。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（飯嶋正利） これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は明日、定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時24分